

令和5年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

令和5年11月24日（開会）

令和5年12月15日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和五年第四回定例会会議録

(令和五年十二月)

垂水市議会

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（1 1 月 2 4 日）（金曜日）

1. 開 会 .....	6
1. 開 議 .....	6
1. 会議録署名議員の指名 .....	6
1. 会期の決定 .....	6
1. 諸般の報告 .....	6
1. 議案第 6 1 号～議案第 6 9 号 一括上程 .....	1 4
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 7 0 号・議案第 7 1 号 一括上程 .....	1 9
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 7 2 号・議案第 7 3 号 一括上程 .....	2 3
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 7 4 号 上程 .....	2 8
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 7 5 号 上程 .....	2 9
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 7 6 号～議案第 7 9 号 一括上程 .....	3 2
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 請願第 2 号・陳情第 2 号 一括上程 .....	3 4
各常任委員会付託	
1. 日程報告 .....	3 4
1. 散 会 .....	3 5

---

### 第 2 号（1 2 月 5 日）（火曜日）

1. 開 議 .....	3 8
1. 議案第 8 0 号・議案第 8 1 号 一括上程 .....	3 8
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 8 2 号 上程 .....	4 0
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 8 3 号～議案第 8 6 号 一括上程 .....	4 1
説明、質疑、総務文教委員会付託	







ア	文書保管プロジェクトについて	
イ	全文検索システムの構築について	
(2)	垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	
ア	交流人口200万人達成について	
イ	宮脇海岸公園の指定管理について	
ウ	産婦人科医療体制確保について	
(3)	堆肥センターについて	
(4)	ゆるキャラ「たるたる」について	
2	教育行政について	
(1)	教育に関する課題について	
ア	子どもの活字離れと読解力について	
イ	規範意識の低下について	
ウ	外国人児童・生徒への対応について	
1.	日程報告	103
1.	散会	103

第3号（12月6日）（水曜日）

1.	開議	106
1.	一般質問	106
	感王寺 耕造 議員	106
1	ふるさと納税について	
(1)	10月1日からふるさと納税返礼における厳格化がなされた。 しかしながら現在上程中の補正予算では、寄付が増加すると見込まれているようだが、本市への影響はないと考えるか、また、目標額達成に向けた対策は	
(2)	全国の多くの自治体で返礼品の産地偽装、誤表示の事例が出ているが、本市ではこのような事例はなかったのか、また、チェック機能をどのように果たしていくのか	
(3)	産地偽装した事業者に産地偽装の対応についてもふるさと納税は、三割ルールがあることから代替品の対象業者への委託支払いが必要と考えるが反応がない事例が出ている。 産地偽装誤表示があった場合の対応策はどうするのか	
2	垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例について	
(1)	平成27年度からこの条例が施行されたが、これまでの地区ごとの実	









説明、質疑、討論、表決

1. 垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について .....	1 7 2
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程 .....	1 7 2
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程 .....	1 7 3
閉会中の継続調査	
1. 閉 会 .....	1 7 4



- 議案第64号 令和4年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 令和4年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 令和4年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 令和4年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第71号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
- 議案第72号 宮脇海岸公園の指定管理者の指定について
- 議案第73号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第74号 牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見の答申について
- 議案第75号 令和5年度垂水市一般会計補正予算（第7号） 案
- 議案第76号 令和5年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第77号 令和5年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第78号 令和5年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案
- 議案第79号 令和5年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案
- 議案第80号 垂水市漁業集落排水処理施設事業の設置等に関する条例 案
- 議案第81号 垂水市漁業集落排水処理施設事業の剰余金に関する条例 案
- 議案第82号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第83号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第84号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第85号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第86号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第87号 令和5年度垂水市一般会計補正予算（第8号） 案
- 選挙 垂水市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 意見書案第2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書
- 意見書案第3号 健康保険証の存続を求める意見書
- 決議案第1号 錦江湾横断道路の早期事業化を求める決議 案
- 議会委運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

## 請 願

- 請願第2号 「子どもの医療費窓口無料化」を求める意見書提出の請願

陳 情

陳情第 2号 今後の小学校のあり方を考える研究会の設置を求める陳情



令和 5 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 5 年 1 1 月 2 4 日























て  
議案第69号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（堀内貴志） ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

[決算特別委員長池山節夫議員登壇]

○決算特別委員長（池山節夫） 去る9月25日、令和5年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております令和4年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算認定について、10月12日及び13日の2日間、決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、予算が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうか等に重点を置き審査いたしました。

なお、計数については監査委員の審査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を求めながら、予算執行の実績、効果等を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

最初に、一般会計の主な質疑について報告いたします。

議会事務局所管では、議会の見える化の効果について質疑が交わされました。

次に、水産商工観光課所管では、大隅広域観光推進会議の主な事業について質疑が交わされたほか、商店街の後継者不足対策について質問があり、「商店街問題は全国的な問題である、今後は成功事例のある先進地等の検証を行い、今後の対策を考えていきたい」との回答がありました。

次に、総務課所管では、職員の労働時間や会計年度任用職員の賃金について質疑が交わされました。

企画政策課所管では、ふるさと納税のポータルサイトの利用率や市長交際費公開状況、太陽光発電の基金について質疑が交わされました。

市民課及び選挙管理委員会事務局所管では、国民健康保険特別会計の繰出金の3年間の推移やワンストップサービス事業、コンビニ交付の利用率について質疑が交わされました。

次に、財政課所管では、公会計整備業務委託や土地借り上げ料について質疑が交わされました。

次に、会計課の所管では、市税等のコンビニやスマホアプリ収納の導入目的と現状について質疑が交わされました。

次に、税務課の所管では、委託料のシステム導入効果について質疑が交わされました。

次に、監査事務局の所管では、監査事務研修会の目的について質疑が交わされました。

次に、福祉課所管では、老人福祉費の各負担金、補助及び交付金の効果や高齢者の孤独死問題、学童保育の支援員の処遇改善についての質疑が交わされました。

次に、保健課所管では、地域包括ケアセンターの体制や産後ケアについて質疑が交わされました。

生活環境課所管では、し尿処理費の前年度との決算比較について質疑が交わされました。

農業委員会所管では、遊休地の減少率についての質疑が交わされました。

農林課所管では、農林業物価高騰対策事業補助金や新規就農者支援対策事業補助金についての質疑が交わされました。

土木課所管では、市営住宅や雇用促進住宅の空き家の対策について質問があり、「長寿命化計画に基づき、廃止するところは廃止することや、造り直しをする場合は戸数を減らすような

形で実施していきたいと考えている」との回答がありました。

消防本部所管では、消防団員の報酬や調査測量設計委託費の中身についての質疑が交わされました。

教育総務課所管では、教職員住宅の入居率について質疑が交わされました。

学校教育課所管では、スクールソーシャルワーカーの契約内容や就学援助について質疑が交わされました。

社会教育課所管では、図書館ネットワークや大野ESD自然学校のニーズについて質疑が交わされました。

国体推進課所管では、特段の質疑はありませんでした。

次に、歳入審査に入り、税務課の歳入では、予算額に対しての調定額の中身や不納欠損についての質疑が交わされました。

財政課の歳入では、地方交付税の算定や住宅使用料の滞納問題、財産売払いについての質疑が交わされました。

次に、特別会計について報告いたします。

地方卸売市場特別会計では、野菜の取扱料の状況についての質疑が交わされました。

介護保険特別会計では、介護保険料の収納率や不用額の増加要因についての質疑が交わされました。

老人保健施設特別会計では、コスモス苑のサービス提供の人員体制確保についての質疑が交わされました。

漁業集落排水処理施設特別会計については、加入促進方法についての質問があり、「振興会を通じて加入促進を図ってもらいながら加入促進に努めている」との回答がありました。

簡易水道事業特別会計については、上水道と経営統合したことによる様々な課題の整理方法について質疑が交わされました。

国民健康保険特別会計では、過年度分の不納

欠損や健康チェック後の高血圧の予防事業について質疑が交わされました。

後期高齢者医療特別会計については、低所得者対策の制度や後期高齢者医療保険の不納欠損についての質疑が交わされました。

交通災害共済特別会計については、交通災害共済の加入率について質疑が交わされました。

審査を行った結果、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計を除き、各会計歳入歳出決算について、全会一致により適正とし、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算については、賛成多数により適正となりました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（堀内貴志）** ただいまの報告に対し、これから質疑を行います、質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（堀内貴志）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** それでは、令和4年度垂水市一般会計歳入歳出決算について、3点ほど議案として討論をしたいと思います。

1点目は、議案第61号令和4年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について、まず反対の討論をしたいと思います。

問題点については、主な点を述べていきたいと思っています。

まず、歳入について、自主財源が前年度より5.4%増え、歳入の36.1%を固定資産税や市民税など、市税が占めています。依存財源は63.9%で、0.3%増になっています。市民税滞納の不納欠損は、前年度比較で30件の増加になっています。

これらの背景においては、コロナ禍の打撃から抜け出せておらず、物価高騰が追い打ちをかけている現状も想像されます。また、日常生活やなりわいに支障を来すことがないよう、差押えと納税者の実態に十分配慮した対応を求めていきたいと思えます。

次に、歳出について、歳出総額は128億6,845万円前で前年度比0.4%、5,435万円増となっています。市民が絶望してきた子供の医療費助成の高校までの拡充や保育園の副食費の無料化、そして新型コロナウイルス感染症への無料検査など、住民の命を守り、暮らしを支援する事業は大変評価できると思えます。

一方では、主な問題点を述べたいと思えます。

1つは、デジタル化、マイナンバー関連についてです。

デジタル化による業務の効率化や利便性で、市民の暮らしの向上は重要ですが、個人情報のひもづけや自治体システムの標準化、統一化など、政府が進めようとしているデジタル化には大きな問題、課題があると思えます。

特に、自主性、独自政策については、全国知事会、全国市長会は、行政事務の在り方に関する裁量の余地がなくなり、地方の自主性が損なわれるのではないかという懸念の声が上がるほどです。

システム改修費やマイナンバーカードの関連事業がありました。マイナンバー制度は、法の改定によって利用範囲がさらに拡大し、個人情報の誤登録やマイナ保険証の誤作動など、トラブルが後を絶ちません。

また、個人情報漏えいのカードの悪用や偽造などによって、国民の生命、財産が危険にさらされ、多大な不利益が生じる可能性は既に指摘もされています。任意であるはずのマイナンバーカードの押しつけに強く反対したいと思えます。

行政改革推進に関わる事業について、特に業

務執行方式の見直しについては、学校給食調理業務の民間委託は、私は、元に戻すことが求められているというふうに思えます。

学校給食事業者の破綻問題があり、教育関係者や保護者に大きな影響を与えました。直営だからこそ守られることは少なくありません。民営化によって自治体の責務がどこまで担保されるのか、検証と見直しが求められています。

自衛官募集事務について、防衛に関する国の専管事項としながら、自治体が行う自衛官募集事務や住民基本台帳の情報の提供は問題であり、個人情報保護の観点からも注視すべきもので、少なくとも名簿提供から除外申請を早急に具体化する必要があると思えます。

また、会計年度任用職員、そしてまた学校、学童保育の児童指導員の処遇改善、これらも早急に、私は、市民のニーズ、また子供たちへの対応のためにも早急に具体化を図っていくべきだというふうに思えます。

以上の主な理由を述べて、令和4年度垂水市一般会計歳入歳出決算については反対したいと思えます。

最後に以下の点について要望をします。

1つは、止まらない物価高騰に対応し、暮らしを支える抜本的な対策を講じること。2点目、気候変動、地球温暖化対策は急務であり、取組を進め、異常気象による農作物などへの被害を最小限に抑えるための対策を前進させること。3点目、後期高齢者、介護保険、国民健康保険など、社会保障費の負担増を止め、必要な医療、介護が受けられるように努めること。4点目、憲法違反の大軍拡を止め、暮らし、福祉優先を最優先に、健康で文化的な生活が送られるよう財政運営に努めることを要望したいと思う。

以上、4項目を添えて、反対討論を終わります。

2点目は、議案第63号令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、

反対討論を行います。

この年度で、一定以上の所得がある高齢者の医療費負担割合が2割に引き上げられました。医療費の負担増は高齢者の暮らしを圧迫し、受診抑制が危惧されていました。

厚労省の窓口負担導入の影響についての調査でも、その影響が明らかに現れています。受診の抑制、受診の中断が進み、疾病の悪化、重症化が懸念され、将来への不安を増長させることにつながりかねません。

この制度の導入前は、全国高齢者医療連合は、制度の現状維持を基本とするという要望書を提出していました。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。公費負担を減らし続け、高齢者は負担能力を超えた医療費、物価高騰、年金削減と、併せた三重苦となっています。高齢者の暮らしは確実に悪化し、生活、健康を脅かしています。

最後に、高齢者の医療の確保に関する法律では、保険者の責務として、「加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業を積極的に推進するよう努めるとともに、高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならない」と明記されています。その責務が果たされているのか疑問です。

よって、令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛同できず、反対いたします。

最後に、議案第66号令和4年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

介護保険特別会計は第8期で、保険料基準が値上げされました。介護保険料は制度開始から約2倍以上に膨れ上がってきています。史上最高額に値上げされた後も、その水準が維持されたままであります。保険料は基準額に当たる第5段階で言えば、年間6万2,000円に達しており、市民から高過ぎて払えない状況にあると

いう声も幅広く聞かれます。

また、特別養護老人ホームの入所については、決算年度でも明らかになったように、引き続き多くの方が待たされている現状があります。整備が必要ではないでしょうか。

要支援の総合事業については、国の基準単価で支援されていることは評価できます。

最後に、第9期に向けた取組では、利用者負担が増えないよう求めていると思います。

また、制度の改定も検討がされていますが、利用者の負担にならないよう、国に対して毅然として反対するよう求めて、私の反対討論を終わります。

**○議長（堀内貴志）** 以上で、通告による討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（堀内貴志）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

**○議長（堀内貴志）** 御異議がありますので、議案第61号、議案第63号及び議案第66号を除き、各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（堀内貴志）** 異議なしと認めます。

よって、議案第61号、議案第63号及び議案第66号を除き、各議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第61号は起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は認定であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。





































令和 5 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 5 年 1 2 月 5 日













続きまして、議案第84号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、議案第83号と同様、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を現在の3.30月から3.40月へ0.10月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法は、議案第83号と同様、公布の日から施行するものを第1条として、令和6年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案第83号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第85号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

国家公務員の人事院勧告が8月に出され、10月20日に閣議決定され、これに基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が11月24日に交布されました。その内容は、前年に引き続き、給与及び期末勤勉手当の引上げとなったところでございます。本議案は、この人事院勧告に基づく給与等の改正が必要となったことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、改正の方法でございますが、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものを第1条として、令和6年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、垂水市職員の給与に関する条例において、令和5年4月1日から適用するものとして改正するものでございます。

条例第16条は、期末手当の支給について定めておりますが、人事院勧告に基づき期末手当の支給月を引き上げようとするものでございます。

支給月数の引上げでございますが、第16条第2項第1号で掲げる定年前再任用短時間職員以外の職員については令和5年12月支給分を0.05月分引き上げることから、第16条第2項中の「100分の120」を6月に支給する場合においては「100分の120」、12月に支給する場合においては「100分の125」と改めようとするものでございます。

また、第16条第3項で掲げる定年前再任用短時間職員については0.025月分引き上げることとなることから、第16条第3項中の「100分の120」を6月に支給する場合においては「100分の120」、12月に支給する場合においては「100分の125」に改め、「100分の67.5」を6月に支給する場合においては「100分の67.5」、12月に支給する場合においては「100分の70」に改めようとするものでございます。

条例第17条は、期末手当の支給について定めておりますが、人事院勧告に基づき勤勉手当の支給月を引き上げようとするものでございます。

支給月数の引上げでございますが、第17条第2項第1号で掲げる定年前再任用短時間職員以外の職員については令和5年12月支給分を0.05月分引き上げることから、第17条第2項第1号中の「100分の100」を6月に支給する場合においては「100分の100」、12月支給する場合においては「100分の105」と改めようとするものでございます。

また、第17条第2項第2号で掲げる定年前再任用短時間職員については0.025月分引き上げることとなることから、第17条第2項第2号中の「100分の47.5」を6月に支給する場合においては「100分の47.5」、12月に支給する場合においては「100分の50」に改めようとするものでございます。

次に、別表第1でございますが、行政職給料表を改めようとするものでございます。

次に、新旧対照表の8ページをお開きください。

第2条は、垂水市職員の給与に関する条例において令和6年4月1日に適用するものとして改正するものでございます。

内容につきましては、令和6年度以降の期末勤勉手当の支給月数について定めたものでございます。

第16条第2項は、期末手当について定めたものでございますが、先の第1条の改正において12月支給分の支給月数の引上げを行った分を令和6年度以降の6月、12月支給分で平準化しようとするものでございます。

第16条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を規定するもので、第16条第2項中の6月に支給する場合においては「100分の120」、12月に支給する場合においては「100分の125」としたものを「100分の122.5」に改めようとするものでございます。

第16条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員を規定するものですが、第16条第3項中の6月に支給する場合においては「100分の120」、12月に支給する場合においては「100分の125」としたものを「100分の122.5」に改め、6月に支給する場合においては「100分の67.5」、12月に支給する場合においては「100分の70」としたものを「100分の68.75」に改めようとするものです。

第17条第2項は、勤勉手当について定めたものでございますが、先の第1条の改正において12月支給分の支給月数の引上げを行った分を令和6年以降に6月、12月支給分で平準化しようとするものでございます。

第17条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を規定するもので、第17条第2項第1号中の6月に支給する場合において

は「100分の100」、12月に支給する場合においては「100分の105」としたものを「100分の102.5」に改めようとするものでございます。

第17条第2項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員を規定するものですが、第17条第2項第2号中の6月に支給する場合においては「100分の47.5」、12月に支給する場合においては「100分の50」としたものを「100分の48.75」に改めようとするものです。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において改正前に支給された給与は改正後の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4項は、規則への委任を規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第86号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

会計年度任用職員の給与につきましては、垂水市職員の給与に関する条例で定める行政職給料表の1級及び2級と同額を適用しているところでございますが、本議案につきましては議案第85号同様、今回の人事院勧告に併せて給料表を改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は公布の日から施行しようとするものでございます。

附則第2項は、改正後のこの条例の規定は令和5年4月1日に遡及して適用することを定め

たものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、改正後の規定を適用する場合において改正前に支給された給与は改正後の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4項は、規則への委任を規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案4件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

△議案第87号上程

○議長（堀内貴志） 日程第8、議案第87号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（園田 保） 議案第87号令和5年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を御説明いたします。

今回の補正は、国の令和5年度補正予算が11月29日に成立し、重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠が追加的に拡大されたことに伴うものでございます。

今回、歳入歳出とも2億1,111万3,000円を増額いたしましたので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は130億6,638万4,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細を御説明いたし

ます。

7ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の需用費から扶助費は、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的に住民税非課税世帯に対し支援を行うものでございます。これらに対する歳入は、6ページに戻っていただきまして、歳入事項明細書にありますとおり、全額国庫補助金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀内貴志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△一般質問

○議長（堀内貴志） 日程第9、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次、質問を許可いたします。

最初に、8番、川越信男議員の質問を許可いたします。

〔川越信男議員登壇〕

○川越信男議員 おはようございます。1年たつのは早いもので、師走の月になりました。今年もあと26日でございます。立冬も過ぎ、暦の

上では冬の始まりとなっているようですが、今年は例年になく暖かい日が続いておりますが、最近やっと冬らしくなってきたような気がします。本市の冬の風物詩でもございます千本イチョウにおきましては、例年より紅葉が若干遅れているように感じておりましたが、1日のテレビの全国版で放送があり、2日の南日本新聞では例年より1週間ほど早い色づきだとの発表がありました。今年も11月18日から千本イチョウ祭りが始まっております。夜のライトアップなどの集客効果により市内外から多くの方々が訪れていただいているようで、コロナも2類から5類に移行し、昨年までとは打って変わって大変なにぎわいになるのではと思っているところでございます。

今年は、垂水市にとって行事の多い1年となったところです。1月には市長選挙、そして4月の県議会議員選挙に続き市議会議員選挙、10月には新型コロナウイルスの影響で延期となりました第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」が名称を特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に変更し、開催されました。フェンシング競技においては、天皇皇后両陛下の行幸啓もありまして、多くの市民の皆様方と一緒に迎えができたところでございます。

また、5月8日からは新型コロナウイルスが2類から5類へ移行し、これまでの自粛していた行事等が一斉に始まり、たるみずふれあいフェスタ2023夏祭りも4年ぶりの通常開催となり、約6万人の来場者でにぎわったところです。文化祭や産業祭におきまして、コロナ前の状態に戻り、多くの市民の方が参加されておられました。ここ二、三年の自粛がうそのようではございますが、以前の状態に決して戻りたくはないものでございます。

しかしながら、いまだに新型コロナウイルスも終息せず、また例年は寒い時期に流行するイン

フルエンザが早くも流行しておりますので、体調には十分気をつけていかなければならないと感じているところでございます。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして質問してまいります。各課長の明快な答弁をお願いいたします。

まず、初めに、教育振興基本計画策定に向けた取組状況についてお聞きします。

教育振興基本計画は、本年の教育振興のための施策に関する基本的な基本計画として令和2年2月に第3期垂水市教育振興基本計画として定められております。計画の基本目標は、夢や希望を実現し、次世代を担う垂水の人づくりとし、これまで様々な施策に取り組んでおられます。

国におきましては、令和5年6月に第4期となる教育振興基本計画が策定され、さらに鹿児島県も第4期となる教育振興基本計画の策定が行われているようでございます。

そこで質問ですが、市としても現在の計画の最終年度を迎える令和6年度には教育振興基本計画を見直しする必要があると思われませんが、この計画の見直しについてどのように考えているのか、お聞かせください。

続きまして、光ブロードバンド整備事業についてお聞きします。

11月8日の南本新聞に、会計検査院の決算検査報告で、垂水市の光ブロードバンド整備事業について2,793万円を不当と指摘したとの記事が掲載されました。全員協議会で内容の説明は受けましたが、もう一度、会計検査院が指摘した事業とその内容についてお聞かせください。

それでは、次に林業大学校設置についてお聞きします。

先の9月議会において、林業大学校の誘致に向けた取組状況について質疑を交わしました。その後の全員協議会において、誘致に向けた要望書の提出について執行部より説明を受けた後、

賛同する関係先の同意を得た要望書が県知事、県議会議長宛てに提出されたところであります。また、マスコミの報道によりますと、始良市と伊佐市も設置に向けた要望書を提出されているとありましたが、市民の皆様方にとっては、今回の林業大学校の設置に向けた取組や経過などはマスコミ報道を受けてお知りになられた方々がほとんどだと思われます。これら一連の時系列と要望書提出に至った経緯をいま一度お聞かせください。

続きまして、公共施設管理運営の民間活力導入に向けた宮脇海岸公園の指定管理について伺います。

6月に開催されました第2回定例会におきまして、民間活力の導入について質問させていただきました。本市が有する多数の公共施設について、中には建築から長い期間が経過しているものもあり、様々な課題があると考えます。加えて、今後においては少子高齢化や人口減少等に起因する後継者不足等多くの課題が発生すると考えます。このようなことを踏まえ、これからの時代は従来どおりの官は官、民は民という役割分担ではなく、官民連携して市民一丸となって様々な課題解決に向けて努めていくことが肝要であり、民間活力の導入について積極的に検討をしていただきたいと申し上げました。

その後、9月議会において、宮脇海岸公園を含む3つの公園を公の施設として位置づける垂水市立公園の設置及び管理に関する条例の制定について議案が上程され、議会として承認をしたところであります。

今般の議会において、宮脇海岸公園の指定管理者の指定について議案として上程されていますが、全体の経緯を整理するために、改めてこれまでの経緯についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（堀留 豊） おはようございます。教育振興基本計画の見直しについてどう

考えているかにつきましてお答えいたします。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき国の計画を参酌し本市の実情に応じて教育振興のための施策に関する基本的な計画として定める計画でございます。

本市においては、令和2年2月に垂水市教育振興基本計画第3期が策定されております。計画の期間は5年、計画の基本目標は、夢や希望を実現し、次世代を担う垂水の人づくりとして、5つの施策の方向性と具体的施策が体系的に示された計画でございます。

議員の御指摘のとおり、計画の最終年度を迎える令和6年度中に新たな教育振興基本計画を策定する必要がありますことから、現在第4期計画の策定に向けて、第3期の教育施策の検証をしつつ、庁内調整や情報収集などを始めたところでございます。

なお、教育振興基本計画の最終決定でございますが、第3期計画については、ほかの行政計画と違い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき設置されております垂水市総合教育会議で地方公共団体の長が定める施策の大綱として決定されておりますことから、今回この第4期となる計画についても現計画と同様な手続で行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 会計検査院が指摘した事業とその内容につきましてお答えいたします。

指摘された事業は、令和2年度から3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した垂水市光ブロードバンド整備事業で、市内の光ファイバー未整備地域である3地区、新城、柘原、牛根地区の情報通信基盤を早急に整備することを目的に実施した事業でございます。プロポーザル審査を経て、西日本電信電話株式会社鹿兒島支店と整備事業

に関する協定を締結し、総事業費 2 億 2,776 万 4,000 円のうち本市が 1 億 6,625 万 3,000 円を負担した事業でございます。

指摘された内容ですが、整備事業者から提出された実績報告書において、地方創生臨時交付金の対象外となる経費が含まれていることを指摘されたところでございます。

具体的には、令和 3 年度にかけて整備した光回線本線の開通後に本線から利用申込者の建物まで光ケーブルを引き込む等の費用で、令和 3 年度までに実施される事業に係る費用が対象となるところですが、令和 4 年度以降に見込まれる費用が含まれており、それが対象外の経費に当たると指摘されたところでございます。

整備事業者の計画では、令和 6 年度までにかけて 530 世帯を整備目標としており、令和 3 年度の整備が 57 世帯であったことから、令和 4 年度以降に当たる 473 世帯の整備費用 2,793 万円が対象外の経費とされたところでございます。

整備事業者が提出した実績報告書において、整備費用に後年度に係る費用が含まれていることの確認が十分でなかったことが主な要因でございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。要望書を提出した経緯についてお答えいたします。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、森林の役割に対する期待が高まるほか、局地的豪雨による山地災害の多発により森林整備の必要性が高まる中、これから人工林が利用期を迎え、伐採及び伐採後の再生林等により森林の若返りを進めていく上で森林整備に必要な知識や技術の伝承などが重要となってきます。

本市において、林業全般に精通した専門職が在籍していないことや森林組合をはじめとした林業事業者においても人材不足や高齢化もあることから、官民いずれにおいても林業の担い手

の確保・育成が森林保全を持続して行っていく上で重要な課題となっており、林業の即戦力となる人材育成を求める声が高まっております。

塩田県知事は、令和 5 年 3 月の県議会で、林業の担い手不足への対策として、今年秋頃をめどに林業大学校の設置について方針を取りまとめたいとの意向を示されました。今年度、林業事業者のニーズの把握、本県にふさわしい人材の育成の在り方について、林業関係団体や大学等の関係者で構成する林業担い手確保・育成対策検討会が設置され、鹿児島県林業担い手の確保・育成に係る施策の方針が本年 9 月にまとまっております。同方針において、林業大学校は既存の研修施設を活用するなど可能な限り早期の設置を検討するとされたことを踏まえ、令和 7 年度の開校を目指すこととされたところでございます。

さて、要望書提出の経緯でございますが、本市の面積 1 万 6,212 ヘクタールの約 78.9% を森林が占めており、鹿児島大学農学部附属演習林は鹿児島県内に 3 か所、合計面積 3,419 ヘクタールであり、そのうち本市にある高隈演習林は 3,068 ヘクタールと附属演習林全体の 90% を超える広大な面積を有しており、2014 年から文科省の教育関係共同利用拠点に認定され、多くの大学の教育フィールドとして利用者を受け入れられております。

また、平成 18 年 4 月に開設された大野 ESD 自然学校は、大野地区の地域づくりの活動拠点の一つでもあり、近隣には鹿児島大学演習林や国有林、垂水市市有林が展開し、校舎や体育館の施設が整っております。現在も自然との触れ合いを主体とした社会教育施設として活用されておりますことから、鹿児島県が検討されている林業大学校の設置に関し、本市の森林環境や立地条件、鹿児島大学との連携、施設建設に係るコスト削減などにより、入校者の安定的な確保、講師や研修フィールドの確保、関係事業者の協力体制の構築、研修施設の整備、運営費の

確保等の諸課題への対応において本市が最適地であるとの考えに至り、9月13日に市議会の承認を頂き、9月15日に市長自ら県庁へ出向いて、県知事、県議会議長宛てに要望書を提出したところでございます。

なお、本市以外にも始良市及び伊佐市も林業大学校の設置に関する要望書を県に提出しておりましたが、11月9日に林業大学校の基本計画策定検討会の初会合が開催され、本市にある鹿児島大学農学部附属高隈演習林と始良市の森の研修館かごしまを研修施設とする方針が確認されたところでございます。

以上でございます。

**○土木課長（東 弘幸）** 宮脇海岸公園の指定管理に係る経緯についてお答えいたします。

6月議会で議員より民間活力に関して御質問を頂きました。答弁の中で御説明させていただいたとおり、本市公園の維持管理につきましては、現在、市の会計年度任用職員により構成されます土木課環境整備班で行っておりますが、少子高齢社会により班員の後継者不足など人員確保が困難になることが見込まれるため、今後の管理体制も含め管理の在り方について検討を行う必要が生じているところでございます。

また、6月議会では、議員より鹿児島市の吉野公園や鹿屋市の大隅広域公園などの県立都市公園について、魅力向上のための事業アイデアや収益施設の市場性の有無などについて民間事業者から広く意見や提案を募るサウンディング調査の例をお話しいただきましたことから、まずは比較的取り組みやすい都市公園以外の公園について民間事業者のアイデアや市場性を調査することを目的としたサウンディング調査を7月10日から7月21日まで実施したところ、宮脇海岸公園におけるグランピング施設の設置について民間事業者より提案があったところでございます。

この提案について検討を重ねた結果、まずは

宮脇海岸公園に指定管理者制度を導入することで、今後見込まれます人員確保等に起因する管理体制への対応を図るとともに、民間事業者の能力を活用することで、公園の魅力向上、利用の促進、地域活性化を図りたいと考えているところでございます。

なお、指定管理者制度の導入に際しましては、地方自治法に基づき、その対象が公の施設となっておりますことから令和5年第3回市議会定例会に宮脇海岸公園を含む3つの公園について条例上で公の施設として位置づけることなどを目的とした垂水市立公園の設置及び管理に関する条例案を上程させていただき、原案どおり可決され、9月25日に公布されたところでございます。

その後、10月2日から垂水市公の施設に係る指定管理者候補者の指定手続等に関する条例第2条に基づき公募を開始いたしました。その後の詳細な経緯につきましては、議会開会日に御説明させていただいたとおりであります。2回の選定委員会を経て、株式会社DENKEN様が令和6年4月から3年間の指定管理者の候補者として選定されたことから、本議会に指定管理者の指定について上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。それでは、一問一答で2回目の質問に移らせていただきます。

新たな教育振興基本計画については、令和6年度中の策定に向けて庁内調整等が始まったとのことでした。世の中の動きを見ますと、少子高齢化社会は依然として大きな課題であり、さらに地球温暖化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などがありました。また、SDGsやデジタル社会の進展などもあり、新たな考え方や多様な価値観に対する対応力が求められている社会になってきたのではと感じています。

このような状況の中で、教育というものが非常に大事であると考えていますが、新たな国の教育振興基本計画においてはどのような点がポイントとなっているのか、お聞かせください。

**○教育総務課長（堀留 豊）** 新たな国の教育振興計画のポイントにつきましてお答えいたします。

令和5年6月16日に閣議決定された国の新たな教育振興基本計画においては、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく不易流行の考え方を基調とし、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示すもので、総括的な基本方針として、持続可能な社会のづくり手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上の2つを掲げ、その下に、1番目、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、2番目、誰一人取り残されず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、3番目、地域や家庭でともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、4番目、教育デジタルトランスフォーメーションの推進、そして5番目に、計画の実効性確保のための基盤整備と対話という5つの基本的方針を定め、今後5年間の教育政策の目標と基本政策として16項目が示された計画となっております。

また、文部科学事務次官通知によりますと、各地方公共団体における地方計画や大綱の策定に当たっては、こども基本法第11条に基づき、子供または子供を養育する者、その他の関係者の意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講じること。その際、各地方公共団体におけるこども政策担当部局とも連携し対応することが重要となっておりますことから、こういったこども政策担当部局との連携を強く求めていることが大きなポイントとなっているものと考えております。

よって、本市計画の策定においては、国や県

の計画を参酌しながら本市の現状と照らし合わせる必要があることから、垂水市総合計画と整合性を図り、さらにこども政策担当部局である福祉課と連携を取って実効性のある計画づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。少子高齢化が急速に進む本市においては、次世代を生きる垂水の子供たちをしっかりと育て上げていくことが重要でありますことから、教育施策の充実が不可欠であると考えます。

現在、垂水市としてもGIGAスクール構想をはじめとする未来を見据えた特色ある教育施策が展開されているところでありますが、第4期となる新たな教育振興計画に向けて、教育長の考えをお聞かせください。

**○教育長（坂元裕人）** 改めて教育の重要性を御質問いただきましてありがとうございます。まずは御礼申し上げます。

第4期となる垂水市教育振興基本計画策定につきましては、先ほど教育総務課長が答弁したとおり、国や県の計画を参酌し、垂水市総合計画と整合性を図りながら市長部局とも連携して、より一層垂水のよさや強みを生かした実効性のある計画として、令和6年中に策定していきたいと考えております。

教育長の考えをとということでしたので、少し方向性や考え方についてお話しさせていただきます。

まず、こういった計画は、未来を担う子供たちを育てる教育政策の進むべき方向性を示す羅針盤となるべき計画でありますので、教育における不易と流行を踏まえた具体的で分かりやすいものにしたいと思っております。

また、共感を得られるように、国や県の考え方を踏まえながら地域の実情を把握し、さらに様々な関係者の声を聞きながら策定に努めたい

























に損害を及ぼした場合には、その損害の因果関係の範囲内において、リニューアブル・ジャパン株式会社様が損害賠償の責任を負うことを契約条項に盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** パネル飛散等の損害賠償は、契約条項に盛り込んでいるとのことでした。

次に、2点目のゴルフ場跡地のメガソーラーの進捗状況と協定書の締結内容については、答弁いただきました。

既に10月から運転開始し、管理運営体制については、キナククリーンエネルギーが管理をし、NECフィールドディングが保守点検業務を受託し、実施しているとのことでした。

また、災害防止対策などを盛り込んだ環境保全協定書の締結もなされたようです。協議に参加された関係課には、御尽力いただき、御苦労さまでした。

ところで、前回の質問でも要望しておりました、本市のメガソーラー設置・管理に関するガイドライン策定はどうなったか、お聞かせください。

**○企画政策課長（草野浩一）** お答えいたします。

ガイドライン策定につきましては、令和4年第4回定例会において、前田議員、持留議員からの御質問に対し、県の再生可能エネルギーの適正な事業実施の確保に係る対応ハンドブックに準拠して対応していることもあり、垂水市独自のガイドラインや条例等については策定していないところであるが、周辺自治体の事例を参考に、本市の実情を考慮したガイドラインの策定について検討したいと考えていると答弁しているところでございます。

これまで大規模な再生可能エネルギー施設立地につきましては、周辺の自然環境等に配慮した事業となるよう環境保全協定を締結するなど、個別に対応してきているところでございます。

現在も、関係部署へ問合せや照会があるなど、今後も再生可能エネルギー発電施設の立地が予想されますことから、再生可能エネルギー発電施設の計画段階において、災害防止や良好な景観、生活環境の保全に配慮した事業実施の確保を図るため、本市独自のガイドラインを策定する予定としているところでございます。

基本的には、経済産業省、資源エネルギー庁が再生可能エネルギー発電事業の適切な事業実施の確保等を図るために定めている事業計画策定ガイドラインや、これまで準拠してきている県の再生可能エネルギーの適正な事業実施の確保に係る対応ハンドブック、近隣市町が策定している再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインなどを参考としながら、今年度中をめどに、本市の豊かな自然景観、高隈山系に生息しているクマタカや本市の天然記念物に選定されている高峠のツツジ等、動植物及び生態系など本市特有の環境の保全等について、発電設備の設置における配慮事項の中に盛り込んだ本市独自のガイドラインを策定する予定としているところでございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 分かりました。ありがとうございます。再生可能エネルギー施設の設置に対して、地域の安心、安全が確保され、自然災害や環境破壊に十分な配慮がなされたガイドラインが策定されることを期待いたします。

次に、3点目の輝北風力発電所の更新計画と環境アセスメントの評価書について説明いただきました。

工事予定では、令和8年4月が運転開始予定とのことでした。今後、脱炭素社会の電力として風力発電はますます利用拡大が予想されます。今回は、風力発電の新規計画分については伺いませんでしたが、それを加えると相当の規模になると聞いております。

九州電力管内では、再エネに対し出力規制が



考え方や方針についてお答えをいたします。

令和4年12月に総務省が取りまとめました令和5年度地方財政対策の地域の脱炭素化の推進といたしまして、脱炭素化推進事業債が創設されました。この事業は、地域における脱炭素の基盤となる再生可能エネルギーや電気自動車の導入等を率先して実施することなど、地方公共団体の役割が拡大していることを踏まえ、地方公共団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう新たに打ち出された事業でございます。

先ほど財政課長が答弁でも申し上げましたが、再生可能エネルギー発電施設などの公共施設への太陽光発電設備の導入を検討する上では、老朽化の確認や使用電力量の少ない施設などへの太陽光発電設備の設置効果の検討や、また財政課が策定しております公共施設等個別施設計画における個別施設の方針との整合性を図りながら、設置可能な施設におきましては、現在進めております民間活用を含めた太陽光発電施設の導入を検討していかなければならないと考えているところでございます。

ほかの公共施設における太陽光発電設備の導入に関わる今後の方向性でございますが、令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正されました。2050年までのカーボンニュートラルが基本理念に位置づけられ、令和3年6月に出されました地域脱炭素ロードマップでは、自治体の公共施設などにおいて2030年には50%、2040年までには100%、設置可能な建築物などに太陽光発電設備の導入を目指すことが掲げられております。

今後、本市が地域脱炭素ロードマップに掲げられている設置可能な建築物等への太陽光発電設備の導入割合を達成するに当たりましては、財政的に有利な国の補助事業などの活用も検討しなければならないと考えております。

本市の再生可能エネルギーに関する取組とい

たしましては、令和3年3月策定の垂水市環境基本計画中間見直し版において、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロへ取り組むことが明記されております。

また、令和4年4月策定の第3期垂水市地球温暖化対策実行計画においては、事務事業で効率的に温室効果ガスの排出量を削減することを目標に掲げており、同計画におきましては再生可能エネルギーの導入推進が明示されておりますことから、令和4年8月29日には再生可能エネルギーの活用に関して、相互に連携して普及啓発や利用促進の取組を推進することを目的として、リニューアブル・ジャパン株式会社様と連携協定を締結したところでございます。

本市におきましても、地球温暖化対策実行計画において、公共施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換に向けた検討など再生可能エネルギーの導入推進を掲げ、脱炭素化を推進することとしておりますことから、これから先、カーボンニュートラルを目指す上で達成しなければならない課題として、公共施設等への太陽光発電設備の導入と併せて、再生可能エネルギー由来の電力需要への転換なども視野に入れていかなければならないと考えております。

現在、本市においても、民間企業による太陽光や風力などの大規模発電施設の建設が行われ、また新規の計画が進められております。今後、これらの地域内で得られた再生可能エネルギー由来の電力を、その地域内で活用していく地産地消の取組に期待をしているところであります。

このようなことから、地球温暖化対策として脱炭素社会の実現を目指す取組による持続可能なまちづくりのために、官民連携して再生可能エネルギー活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。公共施設への具体的な導入検討は、これからのよう

だと思えます。

2022年度の地球の温室効果ガスは過去最高となり、さらに今年は平均気温も過去最高になると報じられ、地球温暖化が危惧されております。公共施設への再エネ導入を加速して、温暖化防止に市を挙げて取り組まれるようお願いいたしまして、この件は終わります。

次に、大規模噴火の規模と備え、前兆について答弁を頂きました。また、避難対策にも答弁を頂きました。詳しく答弁を頂き、ありがとうございました。

実際の状況では、避難が対策どおり、安全確実に実施されることが重要です。しかし、一部の方が大噴火発生時に取り残される可能性も十分に考えられます。

そこで、大噴火発生時に取り残された方の住民避難の対応はどうするのか、最後に伺います。

**○総務課長（濱 久志）** 大噴火発生時に取り残された避難対応はどうするのかにつきましてお答えいたします。

垂水市地域防災計画火山災害対策編において、避難誘導等は当該地区の消防分団が行うものとしており、併せて近隣自治体、消防、県警察等と協力して個人情報管理に配慮しつつ、正確な情報の収集に努めるとともに、安否確認を含めて対応するものとしております。

避難対応につきましては、安全が確保された上での支援や行動でなければなりませんので、先ほど1回目の御質問で申し上げましたとおり、地震や海の変化などの前兆現象を発見し、あるいは自らが情報を収集して危険だと判断した場合等においては、近所と声をかけ合って自主的に避難することも記載しておりますことから、早めの避難行動を取っていただくことが肝要であると考えております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** ありがとうございます。避難誘導は、当該地区の消防団が行うとのことでは

たが、消防団員の安全確保も必要です。消防団員の安全確保に努めながら避難誘導等を行うよう、安全第一で対応をお願いします。

時間もなくなりましたので、残余の質問はまたの機会に回して、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（堀内貴志）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時20分、13時20分から再開します。

午後0時10分休憩

午後1時20分開議

**○議長（堀内貴志）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、新原勇議員の質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

**○新原 勇議員** 今年最後の新原勇として一般質問をいたしたいと思えます。

それでは、12月3日に境小学校において国道220号線牛根境防災着工式が行われ、森山先生をはじめ市長、県議、霧島市議、垂水市議、各関係者が集まり、牛根小太鼓のオープニングで始まり、ビデオメッセージにて国道220号線の災害にも強い道路の完成を両市民が待ち望んでおり、早い完成を望みます。

11月4日の産業祭では、天気もよく、オールドカーフェスにはたくさんのギャラリーも訪れ、懐かしさがあふれ、またバイクの愛好者もたくさん訪れていらっしゃいました。オールドカーと並んでバイクを見ている市民もいて、バイク愛好者も気軽に写真を撮らせてあげて市民との交流を楽しんでいらっしゃいました。来年は、バイク愛好者の駐車場を見える位置に確保してもらいたいぐらいでしたので、関係者の皆さんよろしく願いいたします。

また、鳥インフルエンザが佐賀、茨城、埼玉

に発生し、今回4例目として出水市の養鶏場にも発生しました。もう一度、各関係者を通じて鶏舎の破れはないか、鳥インフルエンザ対策をお願いいたします。

世界では、ロシアがウクライナに攻め込んで649日になり、イスラエルではハマスとの戦争になり、またイエメンのフーシ派が紅海において活動しております。元の平和になるよう祈っています。

それでは、質問に入らせていただきます。各関係課、御答弁をよろしくをお願いいたします。

集落水道の土地保全について。

今年の8月に、都城市の山林を外資系企業が約700ヘクタールも買収し、行政も実態把握ができないという記事が書いてありました。700ヘクタールとは、東京ドーム約150個分、鴨池の平和リース球場で約540個分に相当します。

垂水市は、集落水道がたくさんありますが、その取水口が買収されたとき、利用する集落に金銭的要求が来ないとは限りません。そのためにも、取水口は永遠に確保する必要があります。台風や災害で取水口が移動することもあります。現在の集落水道について、取水口は公的なものか、個人的なものか。また、個人の土地ならば賃借について覚書があるのか、お聞かせください。

垂水中央病院の送迎車について。

垂水中央病院の送迎車は、どのような方が利用しているのか、また一日の利用者数についてお聞かせください。

乗合タクシーについて。

産業厚生委員会の視察事業として、岡山県久米南町のA Iを使ったカッピーのりあい号について勉強してまいりました。隣町のタクシー事業者と契約し事業展開をしましたが、今では町内に事業者を持つようになり、地元雇用にもつながっています。

内容的には、町内、距離には関係なく、300

円で外出したいときにすぐ予約ができる手はずとなっています。乗合タクシーが出払い、時間がないときは、普通のタクシーを利用できるようにしています。タクシー会社とは指定管理を結んでおり、業務管理がしやすくなったそうです。

現在、タクシー会社と市との契約の形態はどのようなになっているのか、お聞かせください。

小中学校について。

昨今、PTA会費についてテレビ等で報道されているが、PTA会費や教材費等における保護者の負担額は幾らぐらいか、お聞かせください。

商工業について。

皆さんもご覧のとおり、垂水の既存の商店が毎年毎年減っており、私の通り会では12月も1軒閉められる予定であります。先週、本町で新規店舗が開業され、花輪などを見るとやはり気分が高揚します。疲弊している中でも何とか頑張っております。

商工会は、非営利団体であり、漁協、農協の営利団体とは違い、どうしても市の支援が必要でございます。商店街のにぎわいの創造や地域活性化のために、垂水市内において創業する個人、法人に対し小売業の新規創業支援、店舗改装支援にまつわる仕組みづくりはできないか、お聞かせください。

垂水中央運動公園について聞きます。

国体の延長により、その間、体育館の改修などがありました。今後の運動公園改修計画についてお聞かせください。

国体を振り返って。

燃える感動かごしま国体特別国民体育大会が10月7日から17日、かごしま大会が10月28日から30日開催され、私も地元開催のフェンシングを10月8日から11日に観戦し、ほかにも南さつま市のスポーツライミングや鹿児島市の少年バレー、そして、かごしま大会ではいちき串木

野市の車椅子バスケット、鹿児島市のバレーボールを観戦し、各会場のおもてなしと熱気あふれる競技を肌で感じることができました。

大会の総括として、市長が諸般の報告で、鹿児島県選手が、全日本のときより応援がすごくて感動したと報告されていました。当日、小学生と中学生の一生懸命な応援が準決勝の逆転につながったと思われます。

今回、国体においておおよそどのぐらいの金額がかかったのか、また大会を支えてくれたボランティアの内訳についてお聞かせください。

以上にて、1回目の質問を終わります。

**○生活環境課長（有馬孝一）** 集落水道の取水口は公的な土地か。また、個人の土地に対して覚書はあるのかにつきましてお答えいたします。

現在、本市の水道行政につきましては、水道課が所管をしております上水道と各集落・組合が維持管理している集落水道等により運営されております。

上水道以外の集落水道等は、4月1日現在、計画給水人口が100人を超える簡易水道に区分されるところが9か所、給水人口100人未満の飲用供給施設に区分されるところが4か所、その他集落水道9か所の計22か所でございます。

議員御質問の各集落水道の取水口につきまして調査しましたところ、22か所のうち公有地7か所、私有地15か所となっており、私有地15か所のうち土地利用に関して覚書等を交わしているところは確認できませんでした。

以上でございます。

**○保健課長（永田正一）** 垂水中央病院の送迎車の利用者及び1日当たりの利用者数についてお答えいたします。

まず、垂水中央病院の送迎車の利用者についてでございますが、垂水中央病院に確認しましたところ、人口透析患者のうち交通機関を利用することが困難な方や家族の支援がない方に限って送迎を行っているとのことでした。

その理由でございますが、人口透析患者は週に3回通院し、決まった時間に人口透析を行う必要があります、人口透析ができない場合、生命に関わる危険が生じるため、必ず人口透析を行うことができるよう当該対象者の送迎を行っているとのことでした。

人口透析の治療は、月、水、金は午前8時から午後1時からの2回、火、木、土は午前8時から1回行われておりまして、患者が利用する曜日と時間は患者の居住地域ごとに決まっており、それに合わせて各1便往復のみの送迎が行われております。

1回当たりの利用者は、ワンボックスカー1台での送迎となりますので、5人から6人とのことでした。よって、月、水、金の治療が2回ある日は、1日当たり10人から12人の方が、火、木、土は1日当たり5人から6人の方が送迎者を利用されているようでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（草野浩一）** 垂水市乗合タクシー契約形態につきましてお答えいたします。

乗合タクシーの運行に当たっては、本市に事務局を置きます垂水市地域公共交通活性化協議会と市内タクシー事業者3者の間で、事前予約型乗合タクシー運行に関する覚書を締結して運行していただいているところでございます。

本覚書により、運行区域を市木地区、大野地区、水之上・内ノ野地区、水之上・小谷地区の4地区と中央地区をそれぞれ結ぶ4つの運行区域を定め、市木地区が1日7便、その他の地区が1日5便の運行とし、日曜日及び祝日以外を運行日としているところでございます。

利用者の運賃につきましては、距離によって異なりますが、200円から700円の料金設定となっており、満65歳以上で運転免許証を自主返納している方や障害者手帳の交付を受けている方は100円を割引し、小中学生は半額、未就学児は無料としているところでございます。

また、タクシー事業者につきましては、メーター料金を運行経費と定め、この運行経費から運賃収入と国の補助金を差し引いた額を地域公共交通活性化協議会から事業者へ運行補助金として支払っております。

以上でございます。

**○学校教育課長（川崎史明）** 各学校のPTA会費や教材費などの保護者の負担額につきましてお答えいたします。

PTA会費につきましては、各学校の保護者、教職員で構成されるPTA組織の総会において承認され、年間を通じたPTA活動の資金や負担金、PTA新聞購読料などとして徴収されておまして、PTA戸数や校種、活動内容によって若干異なりますが、年間でおおむね3,000円から7,000円程度となっております。

また、教材費につきましては、各学校及び学年で使用する教材によって異なりますが、垂水市学校教材取扱規則により、使用する教材名や金額、こういうことについて年度初めに教育委員会に届け出るようになっておまして、教育委員会といたしましては、保護者負担軽減の観点に沿って確認しており、各学年、年間でおおむね7,000円から8,000円程度となっております。

各学校におきましては、タブレット端末に入っているAIドリル等を活用し、このようなPTA会費や教材費を含めて保護者ができるだけ負担にならないように月割りにして集めているところでございます。

なお、いずれの費用も保護者が負担することになりますが、就学援助等の支援金をこれに充てている御家庭もございます。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（松尾智信）** 小売業の新規創業者支援、店舗改装支援に係る仕組みづくりはできないのかについての質問にお答えいたします。

小売業の新規創業者支援、店舗改装支援につ

きましては、先日、商工会から要望書が提出されたところでございます。御要望の内容といたしましては、飲食店などの小売業の新規開業を目指す方々を対象に創業に要する経費の4分の3、最大75万円の支援、また新築や老朽化した店舗の改装費用等の2分の1、最大100万円を支援していただきたいという内容でございます。これらの支援が、商店街や地域の活性化など地域経済の循環に貢献するのではと考えております。

今回の御要望につきましては、市といたしましても、疲弊している商店街のにぎわいの創造や地域の活性化のため、市内で創業したい個人、法人の方々に対し、創業に要する負担や店舗改装の負担を軽減するための支援策として、補助金制度の創設を検討していかねばならないと考えているところでございます。

まずは、近隣の自治体の支援策などを参考に、関係課と導入に向けて検討を行ってまいります。

以上でございます。

**○社会教育課長（大山 昭）** 今後の運動公園改修計画につきましてお答えいたします。

垂水市中央運動公園内の各施設につきましては、老朽化などにより大規模な改修が必要となっているところであり、各施設全てを改修するとなると高額な費用となりますことから、関係課と協議し、年次的かつ計画的な改修が必要であると考えているところでございます。

昨年度までは、国体の延期により体育館並びにキララドームなどの改修を優先しておりましたが、本年度以降、庭球場、野球場、多目的広場など順次改修を行う必要があり、改修計画の見直しを含めて土木課と協議を進めているところでございます。

安全性並びに緊急的な整備が必要な場合は、早急な修繕を行うなど迅速に対応し、利用される市民の皆様が安心して運動できる施設となりますよう努めてまいりたいと考えているところ

でございます。

以上でございます。

**○国体推進課長（米田昭嗣）** 御質問でございます特別国民体育大会の総括につきましてお答えいたします。

議会初日の市長からの諸般報告でも御報告がございましたとおり、4日間で約6,400人の方々に御来場していただきました。6,400人の内訳でございますが、選手監督が1,202人、競技役員が392人、高校生、中学生に担っていただきました競技補助員が212人、ボランティアを含む競技会補助員が51人、市職員が担当いたしました競技会係員が181人、実施本部が28人、報道・視察員が342人でございます。一般観覧者は、初日が822人、2日目が618人、3日目が1,835人、4日目、最終日が725人で、4日間で4,000人、合計いたしまして延べ6,408人でございます。

次に、競技会開催に要した費用につきましては、現在、精算業務中のものもあり、概算ではございますが、予算見込額同等の5,730万円程度になるものと考えております。

最後に、国体推進課としての総括でございますが、まずは4日間を通して大きな事故、トラブルもなく競技会を無事に終えることができ、安堵しております。

また、市民の皆様から天皇皇后両陛下の行幸啓をはじめ、フェンシングの試合を観覧し、スピードや躍動感に感動したなどの感想や記憶に残る国体になったとの言葉が届いており、成果の一つではないかと考えております。

今年度は、5月のデモスポ競技のスポーツチャンバラを皮切りに7月の炬火リレー、8月の公開競技綱引き、そして10月正式競技のフェンシングと、大会イベントが続き、市民の皆様とともに機運の醸成を図ることができたことなど、所期の目的を達成することができました。このことは、関係団体の御協力はもとより、市民の

皆様の御理解と大きな御協力なくしてはなし得なかったものと考えております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 一問一答方式でお願いします。2回目の質問をいたします。

集落水道の土地保全について、17か所の私的などところは覚書がないということですので、この個人の取水口については、やはり行政が指導しながら早急に覚書を、また市として保全できるような仕組みづくりを考えてください。

なぜかと言いますと、私も十数年前ニュースで、昔も今もですけれども、地域の公民館が個人の提供の土地に建てられており、その方が死亡により相続人からその公民館の土地を購入するか立ち退きかの要請があったニュースがあり、それを当時、上町の振興会の会長に話をしたところ、上町の振興会も3人の共同名義になっておりましたので、至急、上町振興会の名義にしたことがあります。取水口でなく、公民館の名義も調べていくよう要望しておきます。

中央病院の送迎について、バス利用者について理解いたしました。

ある内蔵疾患による歩行がままならない方が、バス停まで家から30分かかると言われ、中央病院のリハビリに行くのに人工透析のバスが隣まで迎えに来ると、そのバスに何とか乗車できないのかと言われたんですけれども、その相乗りは可能なのか、お聞かせください。

**○保健課長（永田正一）** 人工透析患者との相乗りは可能なのかの御質問にお答えします。

先ほど説明しましたとおり、人工透析患者に限りまして送迎を実施しておりますが、この車両にほかの患者さんが相乗りすることが可能なのか、垂水中央病院に確認しましたところ、送迎車両につきましては、ほぼ満員に近い状況で運行されており、人工透析は時間どおりに治療を開始しなければならないことから、治療開始時間までに患者を病院に確実に送り届けること

ができるよう、患者数を考え送迎ルートを設定し運行を行っているため、ほかの患者を相乗りさせることは困難であるとの回答でございました。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 分かりました。10名ぐらいのマイクロバスですので、透析患者がだんだん増えているということで、相乗りはできないということは理解できました。

あと、交通弱者の方から中央病院までの送迎バスの要望はないのか、そういう意見がないのか、お聞かせください。

**○保健課長（永田正一）** その透析患者以外の方からの声がないのかということや中央病院に確認しましたところ、現在のところ、そのような送迎を要望するような声はないということで回答を頂いているところです。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 分かりました。人工透析患者が多いということと、それと交通弱者からの声がないということで理解いたしまして、次の質問に行きたいと思えます。

乗合タクシーについて、現在使用している市民の声はどのような声があるのか、また月何回程度利用しているのか、お聞かせください。

**○企画政策課長（草野浩一）** 初めに、乗合タクシー利用者の御意見につきましてお答えいたします。

本市では、これまで2年に1回、乗合タクシー運行区域内の全振興会を対象とし、乗合タクシーに関するアンケート調査を実施しております。

直近の調査となる令和3年度の結果で申しますと、まず利用目的として最も多かったのが病院の45%、2番目は買物の30%という結果でございました。

次に、利用者の満足度では、満足が54%、やや満足が28%となっております。

次に、今後の運行については、継続して運行してほしいと回答した方が50%、いずれ利用するので継続してほしいと回答した方が36%との結果でございました。

続きまして、乗合タクシーの利用頻度につきましてお答えいたします。

こちら令和3年度のアンケート調査結果で申しますと、週に1日から2日程度が最も多く全体の27%、次いで、月に2日から3日程度が26%、年に数回が21%、月に1日程度が13%、週に3日から4日程度が6%、週5日以上が3%となっております。

なお、これまでもアンケート調査は実施するだけではなく、その結果を基に運行見直しへ反映させてきており、令和2年度に各運行区域で増便を、令和3年度には大野ルートの運行時刻見直しを行ってきているところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 2年に1回アンケートをして、よりよい、乗合タクシーに対していろいろ変更されていることを非常にうれしく思っております。

乗合タクシーのルールの中で、地区内の乗降はできないルールになっているが、それはなぜなのか。先ほど話をしましたカッピーのりあい号では、荷物だけの配達もできましたが、垂水はそのような利用はできないのか、お聞かせください。

**○企画政策課長（草野浩一）** 初めに、同一地域内の乗り降りにつきましてお答えいたします。

本市の乗合タクシー事業につきましては、国からの補助金を活用していることを1回目の答弁で申しましたが、具体的には、国の地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用しているものでございます。この国庫補助の要件として、交通空白地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であることとなっております、本

市の場合、交通空白地域である市木、大野、水之上地区からバス路線が運行している中央地区までを接続するフィーダー系統を本市の乗合タクシーとして運行することについて国から認定を受けているところでございます。そのため、このフィーダー系統の運行のみについて、その運行実績に応じ国からの補助金が交付されることとなっております。

また、この認定を受けた垂水市地域内フィーダー系統確保維持計画は、先ほども申しました交通空白地域から国道を運行する路線バスとの接続を確保する計画であることから、議員御質問の同一地域内の乗り降りは本事業の対象外となっているところでございます。

次に、荷物送迎のみの利用についてでございます。

先ほども申しましたが、この計画は交通空白地域にお住まいの方々の移動手段を確保するため乗合タクシーを運行しておりますことから、本事業の対象外となってしまうところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 今の同一校区内だけの利用はできない理由については分かりました。

それと、乗合タクシーを利用された方が、病院を二、三科目かけ持ちで受診をしたら帰りの乗合タクシーには間に合わず、タクシーで帰宅している方がたくさんいらっしゃいます。運行時間に間に合わなかった方々は乗合料金にできないのか、お聞かせください。

**○企画政策課長（草野浩一）** 運行時刻に乗れなかった場合の御質問につきましてお答えいたします。

本市の乗合タクシーは事前予約型となっており、運行時間の1時間前までにタクシー事業者へ利用者が連絡を行い、予約するシステムとなっております。そのことから、基本的には通常のタクシー営業とすみ分けているところでござ

いますが、予約のあった予定時刻に利用者がいらっしゃらない場合には、基本的にはタクシー事業者から利用者へ改めて連絡を行うようにしており、病院の診察が少し長引いているなど、その理由、状況等を確認した上で、状況に応じて乗車するまでタクシーを待機させる対応も可能としているところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** ただいまの、1人の場合は時間がどのくらいか分からなくても待っていられるかもしれませんが、他人が同行された場合は早く行かなければならない場合もあると思いますので、ぜひこのあたりのことは検討をお願いいたします。

また、国道沿いの市民の利用について、今後の考え方はないのか、お聞かせください。

**○企画政策課長（草野浩一）** 国道沿いの市民の方々の利用につきましてお答えいたします。

これまでの答弁の中で、本市の事前予約型乗合タクシーは、垂水市地域公共交通活性化協議会で定めた垂水市地域内フィーダー系統確保維持計画において、交通空白地域にお住まいの方々の移動手段の確保を目的として運行していることを申し上げました。

国の地域公共交通確保維持改善事業の定義で申しますと、半径1キロ以内にバス停留所等が存在しない地域が交通不便地域となっており、御質問の国道沿いにつきましては、路線バスの停留所があるため、現行の計画において国道沿いの乗合タクシー運行は行っていないところでございます。

しかし、路線バスの運行も燃料費高騰や運転手不足などにより年々減便傾向にあり、今後も十分な運行便数確保の見通しが不透明な状況にございますことから、乗合タクシー運行ルートの見直しも含め、地域公共交通の在り方を改めて見直す必要があると考えているところでございます。

そのことから、今年度改めて垂水市が目指すべき公共交通の在り方や公共交通以外の移動手段の活用を含めた生活交通の確保及び維持に関する考え方をまとめた垂水市地域公共交通計画を策定することとし、計画作成作業に入っているところです。

9月議会において、持留議員の御質問でも答弁いたしました。この計画作成に当たっては、住民ニーズや利用者ニーズを十分に把握し、その結果を計画へ反映させる必要があると考えておりますことから、市民アンケート調査、乗合タクシー利用者アンケート調査、路線バス乗降者調査、高校生アンケート調査、振興会長アンケート調査を行い、公共交通の問題点、課題及び解決の方向性を取りまとめ、地域公共交通計画に反映させることとしており、現在、これらのアンケート調査結果を分析し、公共交通の問題点、課題及び解決の方向性を取りまとめているところでございます。

最終的には、令和6年5月開催予定の九州運輸局支局や鹿児島県、旅客自動車運送事業者、住民代表などで構成します垂水市地域公共交通活性化協議会において計画を承認するスケジュールで現在策定作業を進めており、この垂水市地域公共交通計画に基づき、乗合タクシーの運行ルート見直しを含め、より住民ニーズに即した形での生活交通の確保及び維持を図ることとしているところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 様々なアンケートによって住民の足である生活交通が守られていくことを、非常にいい方向になるようによろしくお願いいたします。交通弱者がますます多くなってきております。

久米南町では、通学バスの空いた席を一般市民の方が教育委員会に連絡して同乗を許可しているということです。また、中央校区内での乗合タクシーの利用の声もあります。

垂水市も、先ほど課長が答弁されましたとおり、何かしらの新しい仕組みづくりが必要な時期に来ているかと思われ。検討していただき、最善な策をよろしくお願いいたします。

それでは、小中学校について。PTA会費や教材費等の保護者の負担額は各学校によって違って、教材の場合には月割りでやっているということでしたので、この教材費など滞納の状況とその対応についてお聞かせください。

**○学校教育課長（川崎史明）** 滞納の状況と対応につきましてお答えいたします。

PTA会費や教材費等をまとめて学校納付金といたしまして、各学校におきましては年間を見通して各月ごと、または数か月分をまとめて徴収しております。

昨年度、ほとんどの学校で滞納はございませんでしたが、未納があった場合、その都度、該当の家庭へ文書でお知らせをし、納入を促したり、管理職や事務職員による徴収も行っております。

また、学期途中であっても、学校から個別に就学援助制度につきまして保護者へ御紹介する場合がございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 滞納の催促については、管理職または事務職ということでしたので、できるだけ担任の先生に負担が来ないように配慮していただき、就学援助費や児童手当など申込みをするときに承諾書をもらうようにしていただきたいとお願いしておきます。

それでは、次のPTA会費の納入拒否、滞納について、11月22日のテレビにおいてPTA会費の納入拒否または引き去りに関して不当であると裁判を起こされたニュースを見て、本当にびっくりした一人ですが、垂水市においての状況、または拒否された方への対応についてお聞かせください。

**○学校教育課長（川崎史明）** PTA会費納入

拒否対応につきましてお答えいたします。

調べましたところ、本市ではこれまでにPTA会費納入拒否をされた保護者及び教職員はいないと伺っております。

各学校では、そのような状況にまずはならないように、PTA活動を工夫しながら活動をより充実させたり、負担軽減を図るために協力体制を強化したりするなど、それぞれの学校が魅力あるPTA活動に取り組んでいただいているものと思っております。

以上です。

**○新原 勇議員** 納入拒否がないということで、本当にいいと思っております。

私も3人子供がおり、PTA参加活動は積極的にやってきたと自負しております。PTAとは、Parent Teacher Association、発音はちょっと悪いですけど、保護者と教師から成る組織です。学校も先生だけでは成り立たない、保護者が協力しながら子供のためにという信念で、よりよい学校づくりにつながっていると私は勝手に思っています。

幼稚園、保育園では、皆さん一生懸命PTAされています。小さな学校では、地域まで巻き込まないとできない活動もあります。中学校に上がるにつれ、役員をされる方が少なくなるようですが、子供のためと思いPTA活動を盛り上げてほしいです。

また、南日本新聞のひろばの記事で、安藤さんという元教員の方も、「私は教員時代、PTAはありがたい組織だと思って過ごしていた。教員だけでは負担し切れない環境整備や行事の準備などを保護者が手伝ってくれたからだ。そして様々な考えがあるのは確かだが、例えば年度初めに学校長がPTAの在り方について説明し、理解を得る努力もこれから大事であろう」と結んでおります。

PTA、保護者と教師から成る組織です。子供たちが安心してよりよい学校生活ができるよ

う願っております。

次に、商工業について。

先ほど、水産商工観光課長が小売業の支援事業について答えられましたが、財政課長、今度、担当課と新年度の予算折衝を行われると思いますが、この件につきましては、新規の創業を望んでいる人たちのためにもぜひ予算措置をお願いしたいと思っております。

スタートアップ事業につきましては、近いところで、志布志市では、商工業開業支援事業として支援金を市内居住者なら月5万円を1年間、市外からは単身者は10万円、それ以外は15万円としています。さつま町でも、新規参入者には毎月5万円を1年間支給する支援補助があります。

前回は議会で述べたように、まず垂水市で新規開業しやすい仕組みづくりをぜひつくってほしいと要望しておきます。

それでは、垂水中央運動公園について。運動公園の改修事業につきましては、また新しく計画していくという事は分かりました。

うちの子供たちも10年以上前にソフトテニスをやっていましたが、垂水市のコートは雨でラインがだんだん浮いてきて不規則なバウンドをして、垂水ポイントと言われていました。その度に整備をされたわけですが、あるとき要望の中でテニスコートのオール天候型の人工芝コートの計画の話もありました。今や垂水市のスポーツで一番交流人口の多いテニスコートの改修についてお聞かせください。

**○社会教育課長（大山 昭）** テニスコートの整備計画につきましてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、垂水中央運動公園内の施設改修につきましては年次的に進めており、令和5年度は、令和6年度の改修工事に向けて庭球場管理棟の外壁改修や洋式トイレの改修に伴う設計委託を行っているところでございます。

庭球場は、昭和58年に完成以来、約40年経過しており、老朽化などにより様々な改修が必要となっている中で、安全性を担保することが重要であると考えているところでございます。

議員が言われますように、利用団体からは、砂入り人工芝コートもしくはクレーコート、審判台の新設など様々な要望がありますが、高額な費用となりますことから、改めて計画内容の見直しを含めて年次的に順次改修を行うことが必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** ありがとうございます。

これは要望ですけれども、運動公園の改修において、国道からテニスコート側への道幅が狭いので、これは県に要望して広げてほしいと思っております。

また、いろんな大会が重なったときに、どうしても駐車場が足りませんので、土木課と協議し、駐車場の確保もお願いしたいと思っております。

それでは、国体を振り返ってですけれども、大会の総括で、ボランティアの方などのおかげで事故もなく大会が終わったことは、本当に心から共に感謝しております。お疲れさまでございました。

最後に、市長、玄関横に記念碑、昭和47年10月23日、天皇皇后両陛下の行幸啓と同じく、同年9月15日、皇太子・皇太子妃殿下の行啓と、第27回国民体育大会と掘られた碑が飾っております。

今回、再び垂水市に天皇皇后陛下が行幸啓されたことは名誉であり、市民の誇りでもあります。記念碑の設置についてお聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 御質問でございます記念碑の設置につきましてお答えをいたします。

議員の皆様も御承知のことと思っておりますけれども、先ほどありました昭和47年10月23日、第27回国民体育大会太陽国体、ウエイトリフティン

グ競技のご覧のために天皇皇后両陛下が垂水市にお越しになりました。その際に、御休所として垂水市役所を御使用になられたことを記念をいたしまして、市役所玄関横の石碑が建てられたものと認識いたしております。

また、この石碑には、同年9月15日に地方視察で皇太子御夫婦が垂水市を訪れた際、同様に市役所を御休所として御使用されたことも残されております。

その後、51年ぶりに天皇皇后両陛下がフェンシング競技をご覧になるために垂水市にお越しになりました。大変名誉なことだったと思います。太陽国体に続き、燃ゆる感動かごしま国体と鹿児島県で開催された2回の国民体育大会、いずれも垂水市にお越しになれるということは、繰り返しになりますが大変名誉なことで、多くの市民の方々の記憶に残る出来事になったものと考えております。このことは、かごしま国体のレガシーとして、市民の皆様とともに将来の子供たちに伝えていくことが重要であると認識をしております。

設置する場所や様式など記念碑にするのかどうかも含めて、多くの方々の御意見を聞きながら参考にして、市民の方々に喜んでいただけるよう設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 昭和、平成、令和の皇族が垂水市を行幸啓、行啓させていただいたことは、本当に感謝いたしております。記念碑については、華美でなく、すばらしい記念碑ができるよう要望しておきます。

以上で質問を終わります。

**○議長（堀内貴志）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、14時15分から再開いたします。

午後2時5分休憩

午後2時15分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可いたします。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 12月に入り、冬らしい日が続いています。8月、9月、10月と高温の日が続く、毎年異常気象だと報道される中、今年度においては、特に異常気象を感じております。テレビ報道でも、全世界で温暖化等が報告されております。秋がなくて、冬がやってきたような今年であります。

垂水市においても高温が続く、9月、10月に雨量が少なかったため、農作物にも相当影響があったと考えます。9月議会での質問に対して説明がございましたが、その後の状況等をお知らせください。

次に、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、高峠地区を中心として新たな風力発電所建設を計画している風力発電事業について伺います。

風力発電事業計画については、これまでの環境影響評価の公告、縦覧手続、住民説明会や一般質問等に対する答弁などで周知されてきたと思いますが、改めて、新たな風力発電所建設の計画概要をお聞かせください。

水産業について。

最近の原油高騰や物価高騰による影響は非常に厳しいものがあります。この状態が続くとなると、経営的にも非常に厳しくなります。世界的なもので、いつ終わるのか先が見えない状況で、大変心配であります。

本市の基幹産業である水産業に与える影響は、非常に大きいと考えられます。原油及び物価高騰による養殖配合飼料や燃油のコスト上昇は甚大であります。昨年度は、燃油価格の高騰に伴い、漁業者の使用する漁船燃油の一部について

支援がありました。今年度も今議会において、市独自の原油高騰及び物価高騰対策による支援の予算が上程されております。

事業の内容について説明を願って、これで1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 農作物への影響は、につきましてお答えいたします。

農業は気象環境の変化に大きく影響される産業でございます。このため、地球温暖化による平均気温の上昇や異常気象ともいえるような雨の降り方、台風の巨大化などが、農作物の生産に大きな影響を及ぼしています。

全国的に、地球温暖化がもたらす要因から、生育障害、収量の減少、品質の劣化、病害虫の発生など、多くの農作物への影響が報告されております。

例えば、水稲では生育期間の短縮や白未熟粒の発生増加、野菜や花卉では、収穫期の変動や生育障害の増加、果樹では、発芽・開花期の早期化、着色不良、飼料作物では、夏枯れなど様々な影響が報告されているところです。

本市におきましては、今年1月に寒害低温の影響により、スナックエンドウやビワに大きな被害が発生したことや、台風の接近が少なく水不足となり、水稲の水管理や野菜の植付けなど栽培面で大きな影響が生じるなど、全国各地と同様の影響を受けている状況です。また、農産物の価格が乱高下するなど、販売面でも大きな影響を受けているところです。

現在、配合飼料、農業生産資材の価格は高止まりで推移し、農業者は依然として厳しい状況が続いています。このことを踏まえ、今議会に農業物価高騰対策支援事業、配合飼料価格高騰対策支援事業に係る補助金の補正予算を計上したところです。

また、農業は突発的な災害、市場価格の低下、病気など様々なリスクを伴いますので、本市では、令和3年度より垂水市収入保険制度支援対

策事業を創設し、収入保険の掛金への支援を行い、加入促進に努めてきたところでございます。

当初3年間の予定で事業を実施してまいりましたが、地球温暖化など様々なリスクに備え、持続的な農業経営を推進するためにも、継続した支援が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

**○企画政策課長（草野浩一）** 新たな風力発電事業の計画概要につきましてお答えいたします。

御質問の、新たな風力発電事業（仮称）垂水風力発電事業は、午前中の前田議員より御質問がありました（仮称）輝北風力発電事業Ⅰ更新計画とは別に、株式会社ユーラスエナジーホールディングス様が新たに風力発電所を建設しようとして計画しているもので、垂水市、鹿屋市及び霧島市にまたがる事業実施区域の中で、1基当たり4,000から6,000キロワットの風力発電機を、最大32基程度新たに建設する計画で、一般家庭約11万2,100世帯分の電力供給量に相当する19万2,000キロワットの最大発電所出力を計画しているものでございます。

風力発電機の配置につきましては、先ほど申しました3市にまたがる対象事業実施区域の尾根上に、一定の間隔を取るよう配置する予定とのことですが、詳細な配置計画は今後の現地調査結果、地権者との協議、系統連系の協議等を踏まえて、今後、決定されるとのことでございます。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（松尾智信）** 原油高騰や物価高騰に対する、市独自の対策についての質問にお答えいたします。

原油及び物価高騰による養殖用配合飼料及び燃油の価格高騰は、本市の基幹産業である水産業に大きな影響を及ぼしております。市としてもこの状況を深刻に受け止めておまして、昨年度に引き続き、養殖業者、漁業者に対する市独自の支援として、養殖用配合飼料及び燃油高

騰対策事業に係る予算案を、12月議会に上程したところでございます。

この事業は、水産業の経営安定化と市全体の経済健全化を目的としておまして、具体的には、養殖用配合飼料の価格高騰により経営に影響が出ている養殖業者に対し、餌の積立金の一部を補助し、経営負担を軽減いたします。この補助は、既に県でも実施しております補助への上乗せとなります。

また、養殖用配合飼料に係る助成の対象外の漁業者に対しましては、燃料費が高騰していることに鑑み、重油等の購入経費について補助を行いまして、漁業者の経営の安定化を図ってまいります。

これらの助成金は、両漁協が申請窓口となり、申請書類の確認後に対象となる水産業者へ速やかに給付されますことから、経営の影響を最小限に抑えつつ、経済環境の変動による影響を緩和し、市の基幹産業である水産業の維持につながるものと考えております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** それでは、一問一答方式で続けていきたいと思っております。

温暖化による農業への影響であります。

9月議会においても温暖化による影響を質問いたしましたが、その後も、10月も温度の高い暖かい日が続きまして、それ以上に農作物に相当影響を与えたのではないかと、私は思っております。

今回も、そのために物価高騰対策支援事業が、また上程されているようであります。この補助金についての説明をお願いいたします。

**○農林課長（森 秀和）** 農業物価高騰対策支援事業につきましてお答えいたします。

原油価格の高騰、円安、ウクライナ情勢など国際的問題が重なり、農業の生産資材価格の高騰など影響が続いております。

このようなことから、農業者の営農継続の意

思が衰退することがないように、物価高騰により負担が増えている経費の一部を助成する農業物価高騰対策支援事業補助金を、今議会に予算案として上程したところでございます。

対象者につきましては、市内に住所を有し、税の申告を行っている販売額が50万円以上の農業者が対象となり、市税等の滞納がないこと、営農継続する意思があることなどを要件としております。なお、補助金交付額は一律5万円としております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** ありがとうございます。

垂水市の農業といえば、インゲン、キヌサヤ、県下でも優秀な作物なんですけれども、今年は相当、見えない被害が、今でもあると思います。植付けが済んで、今は収穫の段階で、それに対応して、立派な作物を作っている方々もいらっしゃるようではありますが、平均的には、今年は被害が多かったと私は思っております。

そういった中で、物価高騰に対する幾分の支援があれば、少しでも農家の皆さんが潤えばいいと思いますので、今後も農業者に対する支援も考えて現地を視察しながら、御指導していただきたいと思います。

以上で、この件については終わります。

風力発電でございます。風力発電の計画概要について答弁を頂きました。

実際に、私も地元、協和地区公民館での説明にも参加いたしまして、事業者からの説明を聞いたところでございます。詳細な配置計画は、今後の現地調査などを踏まえて、今後、決定される予定のようですが、この計画の現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。

**○企画政策課長（草野浩一）** 垂水風力発電事業計画の進捗状況及び今後のスケジュールにつきましてお答えいたします。

（仮称）垂水風力発電事業計画につきまして

は、環境影響評価法や電気事業法、発電所アセス省令の規定にのっとり環境影響評価手続を進めている段階であり、4段階ある手続のうち、現在、2段階目となる環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で、調査、予測、評価をしていくのかという計画をまとめた図書、いわゆる環境影響評価方法書の公告、縦覧、説明会の実施までを終えたところでございます。

この環境影響評価方法書の縦覧につきましては、本市関係で申しますと、垂水市市役所1階ロビーと牛根地区公民館、松ヶ崎地区公民館、協和地区公民館、大野地区公民館の4地区公民館で縦覧を行い、説明会につきましても同様に、4地区公民館で実施しているところでございます。

また、環境影響評価方法書の縦覧期間の終了後も、各地区の要請により、必要に応じ、事業者による地域住民への説明会を実施しているところでございます。

現在、この環境影響評価方法書に取りまとめられた内容につきまして、環境アセスメント現地調査を随時進めているところでございますが、今後の予定としましては、令和6年度下半期に、3段階目の手続となる調査、予測、評価、環境保全対策の検討の結果を示し、環境保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書、いわゆる環境影響評価準備書の公告、縦覧、説明会の開催をし、令和7年度下半期に、最後の手続となる準備書に対する、経済産業大臣や県知事からの意見、勧告、一般の方々からの意見の内容を踏まえ、検討し、準備書の内容を見直して取りまとめた図書、いわゆる環境影響評価書の公告、縦覧という手続を経て、工事着工となります。

そのため、現時点で想定している工事スケジュールとしましては、令和8年4月に建設工事を開始し、令和11年4月に営業運転を開始する

予定としているようでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 今の説明で、営業運転は令和11年4月を予定していると。現在は建設着工前の環境影響評価段階にあるとの御答弁であったようであります。

この件について、県環境アセスメント調査において、騒音の影響や山林、河川への影響、動植物への影響などの調査を行われたことと思いますが、風力発電建設に当たっては、景観に対する配慮も重要であると思っております。

当然、この計画においても、景観に対する配慮が行われるかと思っておりますが、建設において、景観への配慮がどのように担保されるかについて、お伺いいたします。

**○企画政策課長（草野浩一）** 建設に当たり、景観への配慮がどのように担保されているのかの御質問にお答えいたします。

鹿児島県では、景観の保全の観点から、県内における風力発電施設の新設・移転または外観上著しい変更を行う大規模な改修に当たっては、事業者が遵守すべき手順や調整手順を示すことにより、景観上の影響を未然に防止することを目的に、鹿児島県独自のガイドラインとなる、鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインを制定しているところでございます。

本ガイドラインの対象は、出力規模合計が1,000キロワット以上の風力発電施設となっており、今回の（仮称）垂水風力発電事業は、このガイドラインの対象となるところでございます。

本ガイドラインでは、主要な眺望景観、地域固有の景観を阻害しないこと、周囲の景観との調和が図られることなどが求められており、事業主である株式会社ユーラスエナジーホールディングス様において、本ガイドラインの各審査基準をクリアする事業計画となるよう調整を行

っているようでございます。

今後、事業者により鹿児島県へ本ガイドラインに基づく協議がなされることとなりますが、その際には、鹿児島県知事より関係市町村への意見聴取も行われる予定となっておりますことから、本市といたしましても景観上の配慮すべき事項につきましては、意見として述べることとしている予定でございます。

また、御質問の景観以外にも、森林法や砂防法、土壌汚染対策法など遵守すべき関係法例が多数ございますので、関係法例に即した事業計画となりますよう、事業者と随時調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** ありがとうございます。景観への配慮も鹿児島県独自のガイドラインなどがあるとのことで、安心いたしました。

私もさっき言いましたように、協和地区公民館において説明を聞いたわけで、その段階では一応、調査をするということで、そのとき20名ぐらい出席されたと思うんです。

それには、皆さんが快く同意していただいて、調査事項に入ってくださいということでしたので、調査を済ませた後に、実現するようなほうが、私も大変いい方向に行けると感じているところです。

この風力発電など再生可能エネルギー関連施設は、脱炭素社会の実現に向け、私自身、非常に期待しているところであります。景観、自然環境などの保全を図りつつ、関係法令を遵守する建設計画となるよう事業者と調整を行っていただきながら、必要に応じ、住民説明会を併せて行っていただくようお願いいたします。

この風力発電事業の質問については、これで終わらせていただきます。

次に、水産業についてでございます。説明をしていただきまして、ありがとうございます。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費縮減し、販売縮小の影響によりまして、水産業は大変深刻な状況でありましたが、何とか乗り切ってこられた感があります。

また、一方では、ウクライナ情勢等によりまして原油高騰や物価高騰の関係によりまして、特に養殖業の生産におけるコストの影響が非常に大きくなっているところであり、一難去ってまた一難のような気がしてなりません。何とも皮肉な状況にあります。

しかしながら、これまで国、県、市の手厚い御支援によりまして、水産関係者は非常に助かっているところであると私は思います。また、昨年度に引き続き、原油高騰や物価高騰対策支援も行っていただくことに感謝したいと思えます。ありがとうございます。

今、課長より今回の事業の説明がございましたが、大まかな概要を把握いたしましたので、具体的な内容についても、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

**○水産商工観光課長（松尾智信）** 事業の具体的な取組についての質問にお答えいたします。

養殖用配合飼料に係る助成につきましては、漁業経営セーフティーネット事業に加入している養殖業者の、令和5年度分の積立金額の100分の2を補助することで経営の安定化を図るものでございます。

国の補助事業でございます漁業経営セーフティーネット事業につきましては、配合飼料の価格が上昇した場合に、その影響を緩和するため、補填金を交付するセーフティーネットを構築するもので、配合飼料価格上昇に備えて養殖業者と国が資金を積み立て、一定の基準を超えて上昇した場合、養殖業者に対し補填金が支払われるものでございます。

垂水市漁協34業者、牛根漁協6業者の全ての養殖業が加入しており、垂水市漁協の積立額が2億3,643万円、牛根漁協の積立額が4億6,760

万円となっております。

また、養殖用配合飼料に係る助成の対象外となる漁業者におきましては、昨年と同様に、令和4年4月から令和5年3月までの1年間の重油等購入経費に対し、1リッター当たり5円以内を補助するものでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 今度の温暖化において、補助事業があるわけですが、農業についてはいろいろ説明を受けたわけですが、水産業における温暖化の影響というのはありますか。できたら、御答弁をお願いいたします。

**○水産商工観光課長（松尾智信）** 近年の温暖化により海水温が上昇し、本市では海洋環境の変化や漁場環境の変化によりまして、これまで少なかった高水温に強い魚が増えているところでございます。特に、サメの増加は顕著でありまして、一本釣りや、はえ縄漁では、サメ被害により漁獲量が減少しているとの報告も受けているところでございます。

一方、養殖漁業では夏場の高水温により、カンパチに寄生虫、ハダムシが発生し、へい死する問題が発生しているところでございます。現行の対策としては、薬浴を増やし、餌止めの対策が行われているようですが、これらの対策だけでは効果は限定的であるようでございます。

また、ブリにつきましては高水温の影響によりまして、一時的な減少でありましたが、成長が著しく落ちる現象が現れたとの報告もありました。幸いにも、へい死までには至っていないとのことでございます。

高水温による影響を軽減するための対策として、高水温に強い稚魚、人工種苗の開発が有効であると関係者からお聞きしております。開発によりまして、温暖化が進行中でも安定した養殖業が維持できることを期待されているようでございます。

いずれにしましても、温暖化につきましては

世界的な問題でございますので、今後は国や県の協力を頂きながら、また両漁協とも連携しながら有効な対策等について、協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

養殖業においても、水温の高い状況が続いて、ハダムシ等について、大変みんな苦勞されたようです。今年の魚もそういう状況の中で、やや小太りというような状況だったんですけども、最近は水温も安定して、魚が大きくはなっていると聞いているところであります。その辺の、いろんな御協力をお願いいたしたいと思います。

牛根麓の漁港の負担金についてですけれども、追加の予算があったわけで、増額の内容と今後の計画についてを教えていただきたいと思ます。

○水産商工観光課長（松尾智信） 牛根麓漁港の負担金についての質問にお答えいたします。

今回の牛根麓漁港広域漁港整備事業負担金の増額につきましては、県が主体となり実施しております牛根麓漁港の埋立て整備の事業内容の変更に伴い、整備費に増額が生じたため、それに伴う負担金増額となります。

事業の変更内容につきましては、グローバルオーシャンワークス株式会社から牛根漁協の共同作業場までの岸壁整備、浮き棧橋2基及び南防波堤を設置する計画でございましたが、新たに岸壁に215メートルの休憩用地を整備することとなり、総事業費が増額することとなったところでございます。

牛根麓漁港につきましては、整備事業計画を平成20年度に作成しておりまして、当初は牛根麓漁港工事が、平成20年度着手、29年度完成予定でありましたが、計画変更等により、現在のところ令和10年度の完成予定となっております。

本市といたしましては、漁業者の安全確保と併せて早期に完成することが同地区の水産振興

に重要であると考えておりますので、県及び牛根漁協と連携して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

今の浜のほうでは、先ほども申し上げましたが、「餌代が高い」とか「燃料代が高い」とかの声が、日に日に強くなっているようであります。この状況がいつまで続くのか、水産業の方々は大変な不安や心配をされておりますが、養殖業におきましては幸いにも、これまで魚価が高値で推移していると聞いておりますので、まだ我慢をされていると感じております。

この高値状態がしばらく続くようであれば、まだ、何とか心配も薄れ、乗り切れるのではないと思もあるようですが、しかしながら、高温状態もそう長くは続くものではないと思ます。養殖業者の方々は、皆さんも考えておられると思われまます。

そのようなことから、漁民の切なる声、思いに、少しでも市の支援があれば、水産業の支えになるのではと考えておりますので、今後とも水産業に対する温かい御支援・御協力をお願いいたしたいと思ます。

また、牛根麓漁港の整備のほうも予定どおり進むように御協力をお願いいたしまして、今回は、この私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） 次に、6番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。1年の最後の月12月となり、今年も残り少なくなってまいりました。

私なりに今年を振り返れば、1月に市長選挙があり、尾脇市長が4選を果たされました。4月には県会議員選挙、市議会議員選挙が行われ、それぞれ新たな体制がスタートしたところです。

また、4月12日には道の駅はまびら隣にマリ  
オットホテルがオープンしたこと、7月10日に  
は海老原副市長が就任されたこと、8月8日に  
は垂水市錦江湾横断道路推進協議会が設立され  
たこと、12日には4年ぶりに、たるみずふれあ  
いフェスタ2023夏祭りが開催されたこと、10月  
8日から11日まで特別国民体育大会「燃ゆる感  
動かごしま国体」が開催され、8日にはフェン  
シング競技が行われた本市に、天皇、皇后両陛  
下が御来垂されたこと、22日には垂水漁協によ  
る垂水カンパチフェスが開催されたこと、11月  
5日は秋の産業祭、文化祭が行われたこと、今  
月に入り3日には境小学校で待望の国道220号  
牛根境防災着工式が行われました。また、千本  
イチョウ、大野原いきいき祭りが行われ、多く  
の人々にぎわったなどが思い浮かびます。

一方、新しい年への気持ち、これまでのよう  
に地域のこと、垂水のことを思いながら、来る  
年を迎えたいと思うところです。

それでは、議長の許可を頂きましたので、先  
に通告しておりました質問に入らせていただき  
ますので、御答弁よろしくお願いたします。

まず1問目、DX推進について質問いたしま  
す。

今年8月に、垂水市DX推進計画が策定され  
ました。計画書の策定の背景及び目的には、  
「社会の変化、デジタル化の遅れに対して、迅  
速に対処するとともに、新たな日常の原動力と  
して、制度や組織の在り方等をデジタル化に合  
わせて変革していく、デジタル・トランスフ  
ォーメーションが求められています。本市にお  
いても、国や鹿児島県の動向を踏まえ、より市  
民に近い立場から社会の変化や各種問題に対応  
していくため、DXを着実に推進していくこと  
が求められていることから、この度、DXの推  
進に関する具体的な取組内容を明記した垂水市  
DX推進計画を策定しました」と記載されてい  
ますが、まず最初に、推進取組についてお聞き

します。

本市では、鹿児島県電子申請共同運営システ  
ム「ぴったりサービス」によるオンライン申請  
が導入され、計画策定よりも先行してDX施策  
が実施されている例もあります。また、計画策  
定に先立ち、昨年10月に垂水市DX政策アドバ  
イザーを委嘱されていますが、アドバイザー委  
嘱の成果、効果をお聞かせください。

8月には、垂水市デジタル人材育成研修企  
画・運営業務委託の契約者を公募型プロポーザ  
ル方式により選定され、委託は12月28日までと  
なっていますが、対象者と委託内容をお聞かせ  
ください。

2問目に、市道元垂水原田線について質問い  
たします。

市道元垂水原田線の道路改良工事は元垂水、  
国道220号線の交差点を起点とした改良工事で、  
平成24年度から始まり、当初計画では舗装面だ  
けの工事として5年間で完了する計画でありま  
したが、説明会での要望や排水路の事業費が増  
え、延長が延びなくなり、今年度で12年目とな  
り、ようやく計画距離の2,800メートルが終わ  
りに近づいてまいりましたが、今年度の工事の  
距離、事業費などの概要と残りの距離と終了年  
を伺います。

3問目に、たるみずスポーツランドについて  
質問いたします。

たるみずスポーツランドは、陸上競技場を改  
修し、全面芝生に改修され、平成29年10月1日  
にリニューアルオープンし、多目的グラウンド  
として使用されているが、これまでどのような  
競技・種目に使用されているのかお聞かせくだ  
さい。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（草野浩一） DX推進の取組  
につきましてお答えいたします。

初めに、国立社会保障・人口問題研究所の推  
計によれば、高齢者人口がピークを迎える2040

年頃には、20代前半の人口は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまるとされており、若年労働力の深刻な不足が見込まれる、いわゆる2040年問題への対応が課題となっているところです。

このようなことから、デジタルの活用により労働力不足に対応するとともに、一人一人のニーズにあった多様な幸せを実現すべく、令和2年12月、政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきビジョンとして、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されたところでございます。

また、同月、総務省は自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた自治体DX推進計画を策定し、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化等の重点取組事項を定めたところでございます。

同推進計画では、自治体においてはデジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められると期待されております。

これらの国の動向を踏まえ、本市においても労働力不足を背景として、職員確保が困難となることが想定されることから、昨年3月に策定された第7次垂水市行政改革大綱においては、「デジタル技術を活用し、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことを目指す」とうたわれているところでございます。

このような背景を受けまして、先ほど議員が言われましたとおり、当市においてもデジタル技術の活用等の推進が進められてまいりました。

具体的には、令和3年4月からは、市税等の

アプリ決済及びコンビニ納付が行われているほか、昨年7月から、新たな情報発信手段として市公式LINEアカウントが開設されており、昨年9月からは、AIを活用した議事録作成支援システムが導入されております。

また、マイナポータルからオンラインで転出・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明情報により事前準備を行うことで、転入手続の時間短縮が図られるワンストップ化事業につきましても、今年2月からサービスが開始されているほか、今年3月からは、全国のコンビニエンスストアで、住民票の写しや印鑑証明等を取得できるコンビニ交付が開始されております。

また、市民の皆様がデジタル技術を利用しやすい環境整備として、今年4月からは、市役所本庁舎、市民館、各地区公民館において公衆無線LANが設置され、スマートフォンなどの端末から無料でインターネット接続が可能となっております。

これらの取組に加え、行政サービスのさらなる利便性の向上に努めるために、国・県との連携をはじめ有識者からの助言なども必要と考えましたことから、昨年10月には、内閣府クールジャパン地域プロデューサー、鹿児島県DX推進アドバイザーを務めておられる陣内裕樹氏に垂水市DX政策アドバイザーへの就任をお願いし、委嘱状の交付を行ったところです。

併せて、デジタルの力を活用し本市の様々な課題を解決し、持続可能で活力のある垂水市の実現を目指すため、垂水市デジタル変革宣言を行ったところでございます。

総務省が令和3年に策定した自治体DX全体手順書には、自治体がDXを推進するための手順として、まずDXの認識共有・機運醸成を図り、次に全体方針を決定し、次に推進体制の整備を行い、最終的にDXの取組を実行することとされております。

本市もこの手順書に従い、まずはDXの認識共有・機運醸成を図るべく、昨年12月に、課長級の職員を対象に研修会を実施したところがございます。

研修会では陣内DX政策アドバイザーが講師を務められ、DXとは何なのか、今後、市民サービスの利便性の向上にどのように取り組まなければならないのかといった点につきまして、講義を行っていただいたところがございます。16名が受講し、受講者に行ったアンケート調査では、約85.7%が「理解しやすかった」と回答しております。

また、今年8月には、消防職を除く課長補佐級以下職員を対象とした研修会を実施したところがございます。本研修は、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し、都城市デジタル統括課の佐藤主幹を講師として実施したものであり、134名の職員が受講し、受講者に行ったアンケート調査では約90%が「理解しやすかった」と回答しております。

次の段階といたしまして、全体方針の決定と推進体制の整備が必要であったことから、今年3月に、所属長により構成される行政改革会議を経て、庁内の意思決定機関である経営会議において、垂水市DX推進計画の策定とDX推進部会の設置について決定したところがございます。

DX推進部会については、庁内各所属から推薦された主任主事級以下の職員により構成されるものであり、主に行政サービスのデジタル化等について検討する行政サービス検討部会と、主にデジタル技術を活用した業務改善について検討する業務改善検討部会の2つの検討部会により構成されるものがございます。

本市においてDXを推進するためには、その担い手となる職員が、常に進化し続けるデジタル技術や、それに伴う生活の変化に合わせて、業務の効率化や行政サービス向上に積極的に取

り組む共通認識を持つとともに、デジタル技術による業務効率化や行政サービス向上を具現化するための業務改革の実行力を身につけ、組織全体で推進力の底上げを図ることが、まずは必要であると考えたことから、垂水市デジタル人材育成研修を実施いたしました。研修は、DX推進の中心的役割を担うDX推進部会員16名を対象とし、今年9月から先月まで実施したところがございます。

この研修は、DXの基本的な知識、ICTの概要をオンラインでテキスト形式により理解・習得するDXリテラシー向上研修と、部会員を4つのグループに分け、グループごとに業務テーマを研修材料とし、職員参加型のワークショップ研修により、市民サービスの向上及び庁内業務の効率化につながる事業創出を目指すプロジェクト創出型ワークショップの2つの内容について、実施したものでございます。

DXリテラシー向上研修は、対象職員全員が、業務の空き時間等を活用して約12時間をかけて受講いたしました。

プロジェクト創出型ワークショップにつきましては、1回当たり1時間30分のワークショップを計4回開催いたしました。ワークショップでは、4つのグループからそれぞれ事業が立案され、事業の具現化に向け、今後も検討を重ね、予算を伴わない1施策につきましては、今年度中の事業化を目指し、その他予算を伴う3施策につきましては、来年度以降の事業化を目指してまいります。

以上でございます。

**○土木課長（東 弘幸）** 今年度の改良工事につきましてお答えいたします。

今年度7月21日に入札を行い、令和6年2月6日までの工期で森組様が受注し、工程につきましても順調に進んでいるところがございます。今年度の施工延長は約120メートル、事業費は約2,200万円ほどでございます。

残りの未改良区間でございますが、計画延長2,800メートルのうち、今年度の改良延長を含めると改良済み延長は2,530メートルとなり、残り270メートルとなりますことから、現在のところ計画区間の完了見込みは、今年度の国からの内示率からしますと残り2年から3年で、仮に内示率が満額であった場合は、残り1年から2年で完了するのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

**○社会教育課長（大山 昭）** 競技・種目の利用状況につきましてお答えいたします。

利用されている競技は、サッカー、グラウンドゴルフ、バードゴルフ、ソフトボール、持久走の5競技となっております。

令和4年度の実績では、サッカーは87回、35団体、利用者は1万776名、グラウンドゴルフは137回、51団体、利用者は5,943名、バードゴルフは、他施設でも利用されており、1回、1団体、利用者は70名、ソフトボールは4回、3団体、利用者は23名、持久走は5回、4団体、610名であり、合計での利用状況は、5競技、234回、94団体、利用者は1万7,422名となっております。

なお、各競技において1回の利用時間は、1日、半日、数時間と異なっており、1日に複数の競技・団体が使用されることもあります。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** それでは2回目に入りますけれども、一問一答方式でお願いいたします。

1回目のDX推進につきましては、アドバイザーを活用して、課長級の職員研修だったですかね、それにいろいろと助言いただいたというようなことと、業務委託については、それぞれの消防職員も含めて研修したということだったのでしょうかね。そういうことで、DXを進めるための事前の職員に対しての認識を深めていくというようなことで、それなりの段階的に研修

を行われているようでありますので、そういうことを知ることができて、ありがとうございます。

2問目に、計画書では推進体制と進捗管理について記されておりますけれども、図を見ると、意思決定機関、調整機関、検討機関などが図示されており、改めて機関ごとの構成メンバー、協議事項等について説明をお願いしたいと思います。

**○企画政策課長（草野浩一）** 初めに、推進体制につきましてお答えいたします。

本市においてDXを推進するため、先ほどの答弁でも申しましたとおり、今年3月にDX推進部会を設置いたしました。

DX推進部会については、庁内各所属から推薦された主任主事級以下の職員により構成されるものであり、主に行政サービスのデジタル化等について検討する行政サービス検討部会と、主にデジタル技術を活用した業務改善について検討する業務改善検討部会の2つの検討部会により構成されるものでございます。

この検討部会は、所属長により構成される行政改革会議の下位組織として位置づけられるものであり、部会から発案された施策等が行政改革会議を経て、庁内の意思決定機関である経営会議において決定されるものとなっております。

行政サービス部会検討会は、これまでに3回実施しております。第1回目の活動を今年5月に実施し、全体の方向性や今後のスケジュール等について共通認識を図った後、7月には第2回目の活動として、南九州市において、書かない窓口やペーパーレス化に向けた取組等について視察を行ったところでございます。その後、第3回目の活動として、8月に公共施設のオンライン予約システムについて検討を始めております。本施策につきましては、来年度以降も事業化を目指し、現在も情報収集を行っている

ころでございます。

このほかに、先ほど申し上げました垂水市デジタル人材育成研修を実施しております。本研修において4つの施策が立案されたところでございますが、うち1つは、水道の開栓・閉栓手続のオンライン化であり、本施策は予算を伴わないことから、今年度中の実施を目指しているところでございます。

また、業務改善検討部会は、これまでに5回実施しております。まずは、業務改善による業務効率化を図り、その上で、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことを目指しておりますことから、行政サービス検討部会より開催数が多くなっているものでございます。

第1回目の活動を今年5月に実施し、全体の方向性や今後のスケジュール等について認識の共有を図った後、7月には第2回目の活動として、曾於市において、キーボードを折りたたむことでタブレットとしての機能を有する2 in 1端末や、行政専用のネットワーク、いわゆるLGWAN上で動く自治体専用のコミュニケーションツールであるL o G oチャット等の導入状況等について視察を行ってまいりました。

その後、第3回目の活動として、9月には、自席からインターネットが活用できるインターネットの仮想化について検討を行い、上位組織である行政改革会議を経て、経営会議に施策として提案を行っており、今議会の補正予算案に計上させていただいているところでございます。

また、第4回目の活動として、10月に曾於市で視察を行った自治体専用のコミュニケーションツールL o G oチャット導入について検討を行ったところでございます。

第4回目の活動につきましては、自席からL o G oチャットを用いてパソコンの画面上で会議を行ったところですが、会場準備や移動といった煩雑な手順が回避されたとともに、事前に

協議の趣旨と質問を通告していたことから、円滑かつ迅速な意見集約を行うことができ、今後の新しい会議の在り方についても指標となるものであったと考えているところでございます。L o G oチャットの導入については、行政改革会議を経て経営会議に施策として提案を行っており、来年度導入を目指しているところでございます。

また、第5回目の活動として、11月には生成AIであるチャットGPTの導入について検討を行い、行政改革会議に施策として提案を行っており、今後、経営会議にて承認を得た後、L o G oチャットと同様、来年度導入を目指しているところでございます。

このほかに、先ほど御説明いたしました垂水市デジタル人材育成研修を実施しております。

続きまして、進捗管理につきましてお答えいたします。

先ほど御説明いたしましたとおり、このDX推進部会の設置と同時に、DX推進のための具体的指針として、垂水市DX推進計画を策定いたしました。

本計画は、当課にて作成した原案を、関係課ヒアリングと、DX推進部会における検討を経た後、行政改革会議、経営会議というプロセスを経て素案を作成し、パブリックコメントを募り、その結果を踏まえまして今年8月に作成したものでございます。

本計画は、昨年10月に宣言を行いました垂水市デジタル変革宣言に基づき、具体的な取組を定める計画であり、国や県の動向を踏まえ、より市民の皆様に近い立場からDXを着実に推進していくため、DXの推進に関する具体的な取組内容を明記したものでございます。また、本市の最上位計画であります総合計画の推進をデジタルの側面から支援するための計画として位置づけられるものでございます。

本計画において、本市が目指す姿を「デジタ

ルの力で元気な垂水市をつくる！」とし、その実現に向け、4つの基本方針を定め、さらに基本方針を達成するために、全13の施策を推進することを定めているところでございます。

各施策につきましては、それぞれ所管課が定められており、各施策の実現のため、年次計画に従って具体的に取組内容が記載されているところでございます。

進捗管理につきましては、各所管課において、DX推進計画に記載のある内容に基づき、年次ごとに目標を設定し、進捗状況を確認の上、自己評価及びPDCAサイクルによる効果検証を行い、次年度の施策展開に活用することとしております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 具体的に説明していただきまして、本当にありがとうございます。

来年度からもう既に、事業費のかからない水道の開栓をデジタル化していきたいというようなことで、いろいろこの検討部会でそれぞれ研修を重ね、そして、また、即できるものは素早く取り込んでいくという姿勢を感じてありがたいと思います。

次に、推進状況について。DX推進について、国はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針にて、「目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定」し、鹿児島県においても、「県全体のデジタル化推進をし、社会変革を実現することで課題解決につなげていくため、鹿児島県デジタル推進戦略を策定した」とあります。

このような情勢の中、総務文教委員会では、池山委員長が24日の本会議で報告されたように、

奈良県橿原市と三宅町を所管事項調査したところです。

再度、2つのまちの取組施策を紹介し、本市の取組状況を、先ほども随分話をされましたけれども、聞いていきたいと思っております。

まず、橿原市については、令和3年度からICT専門員2名を3年の任期付で採用し、行政運営のデジタル化、市民サービスのデジタル化、地域社会のデジタル化の3本柱でデジタル化推進戦略を進めています。

行政運営のデジタル化として、令和3年度にパソコンの無線化を施行し、iPadを14台購入し、企画戦略部でペーパーレス会議を実施し、ペーパーレス会議を実施する課にアイパッドを貸し出している。令和4年度には全庁でパソコンを無線化し、各会議室に大型モニターを設置している。庁内等でのビデオ会議、全文検索システムなどを構築、導入しております。

市民サービスのデジタル化として、令和3年度にオンライン通報システムを導入し、道路損傷通報システム、公園遊具不具合通報システム、公園遊具紹介システム、子育て世帯生活支援特別給付金電子申請システムの開発実施・運用支援を行い、令和4年1月より申請受付をし、オンライン申請受付数は1,968件で、申請全体の約55%をオンライン申請で受け付けています。ほかに、ワクチン接種の受付業務をデジタル化に移行しています。

地域社会のデジタル化として、令和4年度に市内を流れる河川に設置された井堰を監視するカメラを15か所設置し、荒天時に危険な見回りを不要とし、画像をサイトに一般公開することで、市民が自発的に災害の危険を捉え、対応することのできる環境を構築していますが、本市ではこれまでどのような施策が実施されているのか、お聞かせください。また、計画に基づいた新たな施策の実施について伺います。よろしくお願いたします。

○企画政策課長（草野浩一） 実施施策と新たな施策の実施につきましてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、垂水市DX推進計画においては、本市が目指す姿「デジタルの力で元気な垂水市をつくる！」実現に向け、4つの基本方針を定め、さらに基本方針を達成するため、全13の施策を推進することとしているところでございます。

各基本方針の施策について説明いたしますと、基本方針1、市民の幸福のためのデジタル社会の推進を達成するため、具体的な施策として、マイナンバーカードの普及促進、収納方法の多様化、行政手続等のオンライン化の推進という3つの施策を推進することとしております。

このうち、マイナンバーカードの普及促進は、安心、安全、便利で快適なデジタル社会の構築を進めるため、その基盤となるマイナンバーカードの普及を図るもので、具体的には、出張申請サポートや休日・平日夜間の臨時開庁等の取組を行うものであり、10月末時点の交付率が80.67%、死亡などで廃止となった分を除いた保有率は75%となっているところでございます。

収納方法の多様化につきましては、市民サービスや利便性の向上、職員の現金管理、会計処理等に係る業務の効率化を図るため、窓口でのキャッシュレス決済など収納方法の拡充について検討するもので、本市においては、令和3年度から市税等のアプリ決済やコンビニ収納が行われておりますが、今後も新たな収納方法について調査研究を行い、調査結果に基づき、多様な手段の導入について検討してまいります。

行政手続等のオンライン化の推進につきましては、市民の皆様の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、行政手続等のオンライン化を推進するもので、国の自治体DX推進計画に掲げる、特に国民の利便性向上に資する手続に該当する手続について、マイナポータルを活用を推進してまいります。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、公共施設のオンライン予約システムについての検討を開始しており、来年度以降の事業化を目指してまいります。

次に、基本方針2、誰一人取り残すことのない教育環境の充実を達成するため、具体的な施策として、デジタル活用のサポート、GIGAスクール構想の環境整備という2つの施策を推進することとしております。

デジタル活用のサポートにつきましては、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目標に、高齢者等をはじめとしたデジタル活用に不安のある市民の皆様を対象に講習会等を開催することにより、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とそうでない者との間に生じる格差、デジタルディバイド対策を実施するもので、具体的にはスマートフォン講座等を実施しているところでございます。

また、今年4月からは、市役所本庁舎、市民館、各地区公民館において公衆無線LANが設置されておりますが、このほかの市民の皆様身近な施設へのWi-Fi整備など、デジタル技術を利用しやすい環境整備についての検討も行ってまいります。

GIGAスクール構想の環境整備につきましては、垂水らしいGIGAスクール構想実現のため、児童・生徒がデジタル技術に慣れ親しみ、情報モラルや基本操作を身につけられるよう、環境整備に取り組むものでございます。

具体的には、現在、既に行っている職員研修会のさらなる拡充や、ICT支援員の計画的配置、モバイルWi-Fiルーター貸出しの拡充等に努めてまいります。

次に、基本方針3、多様な人々との関わりを目指すためのデジタル技術の活用を達成するため、具体的な施策として、デジタル技術を活用した市民向け情報発信の強化、デジタル技術を

活用した本市の魅力発信の強化という2つの施策を推進することとしております。

デジタル技術を活用した市民向け情報発信の強化については、ホームページ等のデジタル広報媒体の活用により、住民目線に立った各分野の情報発信の充実を図るもので、ホームページ、市公式LINE等の各種デジタル広報媒体の活用により、迅速かつ正確な情報発信に努めるとともに、自動会話プログラム、いわゆるチャットボットで対応できる質問数の増加など、公式LINEの機能拡充を図ることで登録者数のさらなる増加を目指してまいります。

デジタル技術を活用した本市の魅力発信の強化については、ホームページ、SNS等の活用により、本市の魅力を市内外へ効果的に発信するもので、具体的には、市内小中学生が観光施設における体験学習等とプログラミング教育を組み合わせることにより、ホームページ等を作成し、情報を発信する取組を行っているところです。

また、今年度より市民の皆様がSNSを活用し、住民目線でまちの魅力を発信する「たるみず宣伝部」の活動を開始しておりますが、今後もこれらの取組を拡充してまいります。

最後に、基本方針4、持続可能な市民サービスを実現するための業務効率化の推進を達成するため、具体的な施策として、情報システムの標準化・共通化、AI、RPAの利用推進、テレワークの推進、職員のデジタルリテラシーの向上、セキュリティ対策の徹底、ペーパーレス化の推進という6つの施策を推進することとしております。

情報システムの標準化・共通化につきましては、国が掲げる目標時期までに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律で規定された情報システムの標準化・共通化に取り組むもので、令和7年度までに標準準拠システムを選定し、システムへの移行を行う予定としており

ます。

AI、RPAの利用推進につきましては、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラムであるAIや、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するシステムであるRPAの活用・導入に向けた調査研究及び業務への活用促進を行うもので、現在、業務改善検討部会において調査研究を進めておりますが、今後も引き続き情報収集を行い、導入についての検討を行ってまいります。

テレワークの推進については、職員のライフステージに合わせた多様な働き方や、業務に応じた柔軟な働き方を可能とすることで生産性の向上を図るもので、現在は主に感染症対策を目的に実施されておりますが、今後は、機器等の環境や実施体制をさらに充実し、テレワークの推進に努めてまいります。

職員のデジタルリテラシーの向上については、デジタル技術を適切に理解し、自ら活用できる能力であるデジタルリテラシーの向上を目的に研修を実施するもので、来年度も引き続き研修を実施することで、デジタル技術を主体的に活用できる人材育成を推進してまいります。

セキュリティ対策の徹底については、情報セキュリティ対策の方針や行動指針である情報セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、本市の情報セキュリティポリシーを適切に運用し、セキュリティ対策を徹底するもので、例年実施している職員向け研修を引き続き実施するとともに、情報システムの標準化・共通化の取組を踏まえ、セキュリティ対策の在り方について検討してまいります。

ペーパーレス化の推進については、デジタル技術の進展やコロナ禍による働き方の変化を踏まえ、ペーパーレス化を推進し、生産性の向上を図るもので、ノートパソコンやタブレット等の導入や、会議室の無線LAN化等ペーパーレ

ス化のための環境整備や、電子契約・電子決裁システムの導入について検討を行ってまいります。

各施策につきましては、各所管課において年次ごとに目標を設定し、進捗状況を確認の上、自己評価及びPDCAサイクルによる効果検証を行い、次年度の施策展開に活用することとしております。

計画期間が3年間となっておりますことから、効果検証を重ね、施策の実効性の向上に努めるとともに、3年後の計画見直しを念頭に、引き続き他自治体の動向についても調査研究を行い、施策のブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。

また、DX推進部会において、逐次、先進自治体の情報収集が行われており、今後も庁内の業務改善を推進することで業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくための新たな施策について検討を重ね、提案を行ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。職員のデジタル技術向上の高揚を図りながら、基本方針に基づく各施策を調査研究しながら進めていくということが十分に理解できました。ありがとうございます。

次に、もう一つの町、三宅町の取組について紹介いたします。

三宅町は人口6,500人ほどの町です。三宅町では、複業人材紹介企業と連携協定を締結し、なるべくコストをかけずに民間人材の活用をできる体制を構築しており、DXアドバイザー、業務効率化アドバイザー、文書保管整理アドバイザー等のテーマに応じた取組を集中的に実施しております。

調査は、文書保管調査アドバイザーについて

研修を行いました。文書管理については、事務の増加に伴い書類も増加しており、書類管理が大きな負担であることを課題としております。

課題に対して複業人材を活用し、文書保管プロジェクトを立ち上げ、書類管理の負担を軽減するとして、書類管理の方法を統一することを目的としております。アドバイザーとの検討を重ね、書類保管方法の見直しとして、チューブファイルからファイルボックスへの保管、執務室内の書棚と書庫の扱いの明確化、書類リストの作成は、どの業務でも同じ利用度で書類を分類化し、リストを見ればどの書類がどこにあるかを把握できるように作成されたとのことでした。

保管期限満了後の文書の廃棄を検討し、実証実験4か月の間、役場全体の3割に当たる約1.3トンの書類を削減しております。

複業人材の見解として、デジタル化推進の第一歩は、書類の整理や管理の徹底であるとの認識から、アナログを整理、管理することでデジタル化への転換がスムーズに行われるとのことであったが、本市では文書の保管場所が庁舎以外にも数か所あると聞いているが、文書管理の状況をお聞かせください。

**○総務課長（濱 久志）** 文書管理の対応は、につきましてお答えいたします。

本市においては、文書管理規程で定めている文書の保管、分類、整理等のルールに基づき管理を行っております。

具体的には、文書の整理について個別フォルダーを使用し、さらに、文書を系統的かつ体系的に管理するため、保管単位ごとにファイルボックスに収納し、キャビネット内の所定の場所にて保管を行っております。市議会にて視察に行かれた三宅町と同様の管理方法でございます。

現状といたしましては、文書管理規程を適切に運用するため、文書管理システムを導入し、

文書管理事務の効率化に取り組んでいるところでございますが、DX推進により、ペーパーレス化や電子決裁を進めていく必要性は認識しているところでございます。

今後、文書の電子化に向けて、紙文書と電子文書を一元管理できる新たな文書管理システムの導入の検討を行うこととし、電子文書の保存等も含め、文書管理規程の見直しにより、さらなる文書管理事務の効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、当面の対応といたしましては、文書管理規程における文書管理のルールについて再度、全庁的に周知を行い、日々発生する行政文書の作成から保管、廃棄に至るまでの流れを適正に管理できるように努めるとともに、DX推進計画に掲げるペーパーレス化を実現するために、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 本市においては、三宅町と同じ整理保管の仕方であるということで、これは、そういうことをきちんとできた暁にデジタル化へ移行していくという流れになるんだろうと思っています。

それで、垂水市においては、今さっき、課長が触れましたけれども、このデジタル化についての文書管理は、どのように今、考えていらっしゃるんですか。もう一回、お聞かせください。

**○総務課長（濱 久志）** まず、ペーパーレス化、文書の量を減らすということが一番重要なところありますので、今回、新たなシステムを入れて、文書をデジタル化する。それと廃棄について、保管年数というのがありますが、当然、その保管年数で廃棄の準備はできておりますが、なかなか廃棄に行くまで、時間がかかっている状況です。

ですので、最終的には、協和中学校の校舎のほうに文書を保管しておりますが、廃棄期限が来ている文書もかなり残っている状況ですので、

まず文書を廃棄することが重要と今、考えているところです。それができてから、文書のデジタル化、あと決裁のデジタル化を図っていくというのが、今現在考えているところであります。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。

協和中学校跡の校舎にも、まだあるんだというところで、文書管理規程を見ますと、一番長いので10年、それと永久というのがございます。これについて、その期限を明確にして、あっちのほうにも置いてあるんだろうと思われれます。それを越えた分、廃棄すべき文書等がまだできていないというふうに感じますが、それをきちんと早めにやられるようにお願いします。ありがとうございます。

これで終わります。

次に、デジタル活用のサポートについてお願いいたします。

計画では、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目標に、高齢者等をはじめとしたデジタル活用に不安のある市民を対象にスマートフォン講座を開催し、デジタル弱者への情報活用能力の向上を図っておりますが、既に講座は令和3年度から実施されておりますが、受講者状況をお聞かせください。さらに、これから3年間の講座内容をどのように検討していくのかお聞かせください。

**○総務課長（濱 久志）** デジタル活用のサポートはにつきましてお答えいたします。

総務省のデジタル活用支援推進事業を活用したスマホ講習会に、令和3年度から取り組んで、今年度で3年目となります。スマホ講習会は、民間事業者が実施主体となり、本市と連携する形で実施しております。高齢者等を対象とした講座で、スマートフォンの基本的な利用方法を習得し、情報格差を解消することを目的として、電話のかけ方、カメラ操作、LINEの使い方などを学ぶ初心者向けの講習会でございます。

これまでの参加実績でございますが、令和3

年度は、垂水市民館、牛根地区公民館、新城地区公民館の3会場です。5組、20日間で参加延べ人数は92名です。令和4年度は同じく3会場で6組、18日間で参加延べ人数は50名でございました。令和5年度は同じく3会場で初級基本コースを5組、中級コースを3組開催予定で計8組、現時点で36名の申込みを受け付けております。

中央地区の会場は定員8名に達しておりますが、牛根、新城の会場では参加者が少ないことが課題となっているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。

答弁でありましたように、私も申しましたように、これまで今年を含めて3回目ということです。2回目は本当の初心者講座です。今年のご案内を見ますと、中級コースというコースも設けられておりますけれども、牛根、新城においては受講者が少ない。

私も初心者ですので、昨年この講座を受けましたところ、日程的に新城しか空いていなくて新城に行きましたけれども、私と、柘原から来られた人の2人だけでした。

今は、このデジタル社会がどんどん進行していき、どうしてもこの社会に取り残されないためにも、市民の皆さんが積極的にこのような講座を活用して、デジタル化に対応ができるようにと望んでいるところでございます。

今年は、今のところ申込みが全体で36人。中級コースについては、申込期限がまだ来年まででしたかね。そういうことで、まだちょっと伸びるんじゃないかなと思っております。ありがとうございます。

最後に、DX推進に伴い、これから次々と多様なデジタル化施策が実施され、デジタル化が進んで業務の効率化、市民生活の利便性の向上が図られていきます。要は、このデジタル機器を使いこなさなければ、デジタル化の利便性にはつながりませんので、「誰一人取り残されな

い、人に優しい」デジタル化サポートの取組を強く要望して終わります。

次に、2問目。市道元垂水原田線について質問していきます。

先ほどの答弁では、今年の工事延長が124メートル、事業費が2,200万ということで分かりました。ここで事業費は分かりましたので、ちょっと要望をしておきます。この件については、今の計画が終われば、次は上市木野久妻間が残っておりますけれども、これについても、地域の皆さんは上市木野久妻間の唯一の行き帰りする道路ですので、切れ目ない新たな計画を、速やかに計画していただきたいということでもよろしく願いいたします。

次に、たるみずスポーツランドについて質問いたします。

課長、申し訳ございません。時間の都合上、途中から質問させていただきますが、グラウンドゴルフの用具箱を、グラウンド内に設置できないかということですが、競技をするには、これについて高齢者が多いですから、「高齢者が倉庫から用具をわざわざ運ぶのが大変だ」という声が聞かれて、これを何とか用具箱を分散して、グラウンド上に置けないかということですが、分散した用具箱をグラウンドに置くことはできないか、お聞かせください。

**○社会教育課長（大山 昭）** 競技備品の倉庫につきましてお答えいたします。

たるみずスポーツランド内の競技備品の倉庫設置につきましては、ほかの競技への影響及び安全対策が重要であり、野外での倉庫保管は防犯上の観点からも設置は厳しい状況であると考えているところでございます。

しかしながら、議員が言われますようにグラウンドゴルフ競技備品の運搬・設置につきましては、高齢者の負担となっているようでありますことから、運搬方法などを検討し、負担を軽減するなどの配慮が必要であると思われま

全ての利用者の利便性向上並びに安全に利用できる環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

用具箱の倉庫以外への分散は厳しいようでございますので、そういうことであれば、運搬用具、例えば、防災で使用されるアルミ製の軽量リアカー等であれば競技者の負担が軽減され、特に高齢者には競技の楽しみが継続的で他の利用にもつながると思います。

高齢者に優しさを示されるためにも、ぜひ、軽量リアカーを購入していただけるよう要望いたしますので、財政課長、記憶にとどめていただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀内貴志） 時間になりました。速やかに終わってください。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩いたします。

次は、16時00分から再開いたします。4時から再開いたします。

午後3時49分休憩

午後4時0分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、池山節夫議員の質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可を頂きましたので、先の通告順に従って質問をさせていただきます。市長、教育長、関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

行政のDX化推進について。これは先ほどの梅木議員の質問と答弁で、もう完全に理解いたしました。

ただ一つだけ、もうちょっと踏み込まれるか

と思ったのですが、全文検索システムの構築は、その前段階までは答弁されたと思うのですが、この構築について見解を伺います。

垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

交流人口200万人達成について、目標年度の令和7年での達成は可能かどうか伺います。

宮脇海岸公園の指定管理について。

産業厚生委員会付託となって審査された後、議会で賛否が問われることとなりますが、午前中の川越議員の質問でおおむね理解はいたしました。私は垂水市の観光や交流人口増加のために寄与すると考えております。この点についての考えをお聞かせください。

産婦人科医療体制確保について。

このことは、垂水市のみならず大隅地域の産科・婦人科を待ち望んでおられた女性にとって朗報だと思います。このことも実現すれば、交流人口200万人に寄与することになると考えますが、慈愛会様が決断された経緯など教えてください。

堆肥センターについて。

堆肥センターも建設以来20年が経過しようとしております。今回の一般会計補正予算（第7号）案中にも、435万円余りが修繕料として計上されております。これから、ますます金額の大きな修繕料が必要になると見込まれますが、堆肥センターの今後についてお示しください。

ゆるキャラ「たるたる」について。

垂水市では、国体でフェンシングが正式種目として開催され、天皇陛下もご覧になりました。

私も2日目の決勝を拝見させていただきました。表彰式になり、プレゼンターをさせていただきました。女子の部、第4位のプレゼンターをさせていただきましたが、そのときに言われたのが、この女子の4位の選手たちが、「もう本当に、あのたるたるが欲しい」と言うのです。

私は、たるたるのこの人気に、認識を新たに

いたしました。たるたるについての行政での認識と評価、今後の展開について伺います。

教育行政について。

教育に関する課題について、子どもの活字離れと読解力について。

第3次垂水市子ども読書活動推進計画の素案について説明がありました。令和4年度で1か月の平均読書冊数が、小学生13.2冊、中学生4.7冊、高校生1.6冊となっております。1か月に本を1冊も読まない不読率は、小学生で6.4%、中学生18.6%、高校生になると51.1%となっております。スマートフォンなどの普及により、学校年齢が上がるにつれて、読書離れ、活字離れが進む傾向があると指摘されております。

読書離れ、活字離れは読解力の低下につながりますが、垂水市の小中学生の現状を教えてください。

学力の低下が規範意識の低下につながると思いますが、小中学生の規範意識が低下しているという調査結果があります。この点について、教育長の見解を伺います。

外国人児童・生徒への対応について教えてください。1回目の質問を終わります。

**○総務課長（濱 久志）** 全文検索システムの構築についての御質問にお答えいたします。

本市においては、文書のタイトルの一部を入力することにより、保管場所が検索できる文書管理システムを運用しております。今後、DX推進によりペーパーレス化や電子決裁を進めるため、紙文書と電子文書を一元管理できる機能や、議員御指摘の全文検索機能についても精査を行い、必要な機能を有した新たなシステムの導入について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（松尾智信）** 交流人口200万人達成についての質問にお答えいたしま

す。

交流人口200万人達成につきましては、ここ数年、コロナ禍の影響によりまして伸び悩んでおりましたが、5月8日から新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行しましたことを踏まえ、本市でも様々なイベントを開催しております。

7月には、牛根漁協開催のえびす祭り、8月には、たるみずふれあいフェスタ2023夏祭り、10月には、特別国民体育大会フェンシング競技会、垂水市漁協開催のカンパチフェス、11月には、産業祭と文化祭、両道の駅の収穫祭、千本イチョウ祭りなど、全て通常規模で開催できましたことから、市外からも多くの皆様方に本市にお越しいただいたところでございます。

このような状況から、令和5年10月末時点での交流人口は約154万人、前年比約112%となっているところでございます。しかしながら、11月、12月の実績が例年約37万人程度でございますので、目標としております200万人には若干及ばないのではと考えているところでございます。

また、令和6年度も交流人口の目標値である200万人達成に向けまして、両道の駅、森の駅の3つの拠点を中心とした様々な取組や教育旅行、スポーツ合宿、キャニオニングなど継続した事業展開を充実し、さらに、3駅を周遊して行うイベントの実施や、今年4月に完成しましたマリOTTホテルの宿泊者を対象とした体験メニューなど、インバウンド向けの取組も実施できないか検討を進めているところでございます。

今後も、市外から、より多くの方々に本市を訪れていただけるような情報発信や誘致活動に努め、両漁協や商工会をはじめとする市内各団体と連携し、目標とする交流人口200万人達成に向け、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（草野浩一） 宮脇海岸公園の指定管理が交流人口に与える影響につきましてお答えいたします。

午前中の川越議員からの質問に対しまして土木課長が答弁しましたとおり、宮脇海岸公園の指定管理候補者により、自主事業についての提案がございました。

今回の自主事業の提案が計画に沿って展開されましたら、宮脇海岸公園特有のアコウ並木や錦江湾を一望できるロケーションとしての地域資源の魅力向上が図られ、新たな観光スポットが確立されるものと考えているところでございます。

また、指定管理候補者が地域との関わりを積極的に考えておられますことから、地元の食や野菜を販売するなど地域資源を活用する新たな稼ぐ力の拠点となることで、周辺地域に新たなテナントの出店を生み出し、地域経済の成長を牽引する可能性が考えられますことから、さらなる人の流れを生み出し、交流人口に寄与することが期待されるものと考えているところでございます。

国勢調査の結果でも明らかなように、全国の自治体において人口減少の傾向が顕著に表れており、定住人口を増加するのは厳しい状況にあると認識していることから、交流人口、関係人口の創出・拡大に取り組むことが課題であると考えているところでございます。

本市におきましては、これまで、平成17年にオープンした、道の駅たるみず湯つ足り館、平成22年にオープンした、猿ヶ城溪谷森の駅たるみず、平成30年にオープンした、道の駅たるみずはまびら（たるたるばあく）の3つの施設を拠点とした観光振興に取り組んでまいりました。

その中で今回、当公園の自主事業の提案は、繰り返しになりますが、新たな観光スポットになるものと考えており、議員がおっしゃるとおり3つの観光拠点との連携・周遊により、さらなる交流人口への寄与が見込まれるものと考え

るところでございます。

また、本市の地方創生の具体的な指針であります、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基本目標として位置づけられている「垂水市への新しいひとの流れをつくる」の実現に大きな効果があると考えられますことから、今般の議会にて指定管理者の御承認を頂けましたら、既存の観光振興事業との連携や新たな観光メニューの開発等を通じ、本市の交流人口に寄与するよう、市としましても取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（永田正一） 産婦人科医療体制確保事業につきましてお答えいたします。

本事業につきましては、議会初日の全員協議会におきまして説明させていただきました内容から、概要部分につきまして説明をさせていただきます。

初めに、本事業の背景と経緯についてでございますが、本市では、長年にわたり産婦人科医療機関がないことから、女性が産婦人科診療や妊婦健診等を受診する際は市外の医療機関へ足を運ぶ必要があり、身体的、経済的、時間的負担を抱えているという地域課題がございます。

そのような中、令和4年度に締結しました公益財団法人慈愛会様との包括連携協定に基づき、この地域課題の解消に向けた協議・検討を両者で重ねてきました結果、本市に慈愛会様の産婦人科医療機関を来年の春に開設していただける見通しとなりました。

本事業は、この産婦人科医療機関の開設を通じて、本市と慈愛会様が産婦人科医療体制確保事業に関する新たな協定を締結するとともに、本市から慈愛会様への経済的な支援を行うものとしており、そのことで地域課題を解消し、思春期から老年期における女性の健康長寿の延伸を図るとともに、子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境の整備を図るため、垂水市

における産婦人科医療体制の安定確保の実現に寄与することを目的としております。

今回、開設が予定されております産婦人科医療機関の開設場所は、垂水市本町で、サテライト型の産婦人科医療機関となり、母体は鹿児島市鴨池の今村総合病院となります。

この産婦人科医療機関は、分娩の取扱いは予定されておきませんが、市内外の女性の皆さんが産婦人科診療や妊婦健診等を受診する際に、市内で診察、受診できるという選択肢が増えることで、女性の身体的、経済的、時間的負担の軽減を図れるものと考えております。

今後につきましては、本議会の補正予算におきまして、経済的な支援に係る補助金を計上させていただいておりますけれども、可決されましたら、本市と慈愛会様において産婦人科医療体制確保事業に関する協定を締結するとともに、本市から慈愛会様への経済的な支援として、産婦人科医療体制確保補助金制度を創設する予定としており、来春の開設に向けて、両者で引き続き協議・検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 補正予算に計上している修繕箇所につきましてお答えいたします。

堆肥センターにつきましては、平成14年度に本格稼働し、現在まで約20年間稼働しておりますが、これまでに大規模改修等は実施していないため、令和6年度末には、現在稼働中の施設設備の耐用年数が経過する見込みでございます。そのため、経年劣化による破損や故障・不具合などに対して、随時、補正予算を計上している状況でございます。

今回、補正予算を上程させていただいた理由ですが、堆肥製造ラインの稼働を数日間停止し、清掃・メンテナンスを行った際、搬送ベルトコンベアや攪拌機シャフト等の経年劣化が判明し、このまま放置すると、大きな破損や事故の発生

により、長期間生ごみの受入れができない状況になってしまうおそれがあったことから、至急、修繕を行うこととし、不足する費用を補正予算に上程させていただいているところです。

修繕箇所につきましては、原料を発酵槽に搬送するための搬送ベルトコンベアのベルト部分の交換、発酵槽にある攪拌機シャフトスプロケット交換、スクラバーファン室内ベンチレーターの交換、ベルトコンベアテールローラーの修繕、養生棟送風ファンの交換、明り取り用スレート交換の6か所でございます。

続きまして、堆肥センターの今後についてはどのように考えているのかにつきましてお答えいたします。

令和4年10月28日に閣議決定した総合経済対策において、危機に強い食料品供給体制の構築として、肥料や下水汚泥等資源等の肥料利用拡大への支援、土壌診断・堆肥の活用等による化学肥料の使用量の低減、肥料原料の備蓄に取り組むとされたところでございます。

化学肥料の高騰が続く中、輸入原料に依存している化学肥料の使用量を低減し、地域資源を活用した肥料を普及させていくことは、農業経営安定のため有効であると考えております。

本市の堆肥センターは、平成14年4月に本格稼働し、地域有機資源である生ごみ、し尿、屠場汚泥を活用した良質堆肥生産を行うことで、畜産農家と耕種農家の連携を促進し、環境保全型農業の確立並びに有機質資源リサイクル推進による循環型農業を目指した取組を進めてきたところですが、御指摘のとおり令和6年度末には、現在稼働中の施設設備全ての耐用年数が経過する見込みでございます。

また、高齢化による深刻化を増す担い手不足による堆肥需要の減、生ごみ処理に関する臭気対策、作業環境改善など解決していかなければならない課題もございます。

現在のところ、今後の方向性について庁内関

係課と協議を行っているところであり、それと併せまして、民間企業に御協力いただき、現在稼働中の施設設備について調査をしていただいているところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（草野浩一）** ゆるキャラたるたるの御質問につきましてお答えいたします。

本市公式イメージキャラクターの、たるたるは、平成26年度に公募し、36都道府県の方から460作品の応募を頂き、広報紙での市民投票や有識者等による選定委員会を経て誕生いたしました。

今年度はこれまで、5月に開催された春の交通安全運動や関西かごしまファンデー、10月に開催されたすみだストリートジャズフェスティバル、11月に開催された秋の産業祭など、市内はもとより市外や県外でのイベントへ合計11回出演するなど、多くの方々との触れ合いを通じて、本市のイメージアップ活動に取り組んでいるところでございます。

また、道の駅たるみずはまびら等で販売されています商品のパッケージや、先般、南日本新聞にも掲載されました、内閣府主催の地方創生政策アイデアコンテストの全国大会に今回出場する垂水高校のプレゼン資料等におきまして、たるたるのデザインが使用されるなど、今年度はその使用申請を合計6件頂いており、本市のPR活動の一翼を担っております。

市の取組といたしましては、垂水イメージアップ事業として、たるたるシールやクリアファイル、ビニール袋、紙質の手提げ袋等を作成し、様々な会議やイベントで配布するなど、本市のPRグッズとして活用しているところでございます。

本年10月に本市で開催されました「燃ゆる感動かごしま国体」のフェンシング競技会におきましては、各種目の3位までの入賞者に対して、副賞として、たるたるのぬいぐるみを贈呈した

ところでございます。

このぬいぐるみは、高さ約20センチ、幅約15センチの規格で、ゆるキャラとしてのたるたるの愛くるしさが表現されており、人気や実力を兼ね備えたフェンシング選手のSNS等で情報発信されていることが確認されるなど、全国的に広く紹介されたところでございます。

また、たるたるにつきましては、昨年、包括連携協定を締結した鹿児島女子短期大学の学生からも非常に人気があるところでございます。同大学により、包括連携協定に基づいて展開している連携事業の一環として、たるたるを用いたキャラクターグッズの開発について提案があり、来月、キャラクターグッズの具現化に向け、地元事業所と協議を行う計画でございます。

今後におきましては、引き続き鹿児島女子短期大学との連携を推進し、たるたるグッズの具現化に向け、協議を重ねるとともに、たるたるの効果的な活用方法等について検討を行うことで、本市の最上位計画である第5次垂水市総合計画の重点プロジェクトとして位置づけられているシティプロモーションの推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○学校教育課長（川崎史明）** 教育に関する課題につきまして、1回目の答弁は担当課長のほうでさせていただきたいと考えております。

まず、子どもの活字離れと読解力につきましてお答えいたします。

スマホ等の普及により、全国的にも子供たちの活字離れが課題になっており、垂水市の各学校でも読書に親しむ取組を行って、読書の楽しさを味わわせ、読書習慣を確立するために様々な工夫を行っているところでございます。

例えば、小学校においては地域の方や保護者の御協力を頂いて、読み聞かせを定期的実施して物語の楽しさを味わったり、週1回、読書の時間を設定して、学校図書館を利用すること

で、読書習慣を身につけさせたりする活動を意図的・計画的に行っているところがございます。

また、中学校においては、週2回、自分が読みたい本を手にする目的意識を持たせるために、朝読書の時間を設定しております。さらに毎月、各学級に市立図書館から移動文庫を設置していただきまして、生徒たちは移動文庫の本の中から選んで、読書にいそしんでおります。

昨年度の学校図書館の貸出状況ですが、小学校では年間100冊を目標としておりますが、ほとんどの学校が目標に届いており、平均212冊を読書している学校もございました。

学年ごとで見えますと、低学年は絵本が多く、学年が上がるにつれ、文章量も多い本にチャレンジしますので、読書冊数としては、だんだんと少なくなる傾向ではありますが、6年生においても、おおむね100冊程度読書しているようでございます。

中学生になると、部活動や家庭学習等の時間がどうしても多くなってしまうため、学校図書館の貸出冊数は少なくなる傾向にあります。だからこそ、朝の落ち着いた雰囲気の中で朝読書に取り組み、全員が活字に触れる機会を意図的に設定しているところがございます。

読書は、様々な登場人物の追体験を通して、心を耕し、生き方や考え方を育てるなど、ゲームやスマホとは異なる価値がございます。活字離れが心配される現在、学校教育において、読書意欲の喚起や読書習慣の確立を一層進めていくことが大切であると考え、各学校で工夫し、取り組んでいるところでございます。

その成果としましては、学校の授業時間以外での1日の読書時間が30分以上の児童・生徒、この割合は小学校・中学校ともに全国平均より約10%多いという結果が出ております。

読解力につきましては、一つの指標として全国学力・学習状況調査の国語の調査がございましたけれども、本年度の垂水市の結果は、小学

校・中学校ともに全国平均と同等でございました。

次に、規範意識の低下につきましてお答えいたします。

規範意識とは、集団生活や社会生活における決まりやルール、約束などの規範に基づいて主体的に判断し、行動しようとする意識であると考えております。他者と関わり合いながら、主体的に考え判断し、行動するなど、これからの社会をつくっていく子供たちにとって、学校教育はもちろんですが、家庭や地域社会においても育てていかなければならない大切な資質であります。

学校教育においては、道徳の時間を中心に学校教育活動全体で規範意識を育てる取組を行っており、特に教科化された道徳では、「考え、議論する道徳」をテーマに指導法の工夫がされてきております。

7月の、垂水中央中学校の研究公開でも道徳の授業が公開されまして、タブレット端末を活用して、規範意識の基盤の一つとなる真の友情の大切さについて、全ての子供たちの考えが表出されて、それを基にお互いの考えを説明したり、理解し合ったりするなど、「考え、議論する道徳」の授業が展開されておりました。

本市の児童・生徒の規範意識につきましては、全国学力・学習状況調査における児童・生徒質問紙の中に、指標となる項目が幾つかございます。

例えば、「人が困っているときは進んで助けられていますか」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」「困り事や不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」など規範意識に関する回答について、いずれも全国や県の児童・生徒に比べて良好な結果が出ております。このことは、本市の小学校・中学校、いずれも同様の結果と

なっております。

では、どうして、このように規範意識が本市の場合、良好な状態になっているのか、ほかの質問項目を併せて見てみますと、本市の児童・生徒が全国・県よりも良好な結果だった項目として、「自分と違う意見について考えるのは楽しい」「友達関係に満足している」「ふだんの生活の中で幸せな気持ちになることがある」「地域の行事に参加している」「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う」「学級生活をよりよくするために学級活動で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」など、規範意識の基盤となる項目がございました。

やはり、友達や家族、地域の方々など多くの方とのコミュニケーションや体験活動を通して、他者の気持ちや考えに気づく経験を数多く行い、自分自身が大切な存在なのだと理解していくことが自己肯定感や自己有用感を高め、そのことが他者や社会全体への思いやりにつながってきているのではないかなと考えております。

池山議員からの御指摘にありました規範意識を高めていくということは、これからの社会を生きていく子供たちにとっても、社会全体にとっても重要なことでもありますので、引き続き道徳を要としながら、学校教育全体で、また、家庭や地域と連携を図りながら、規範意識を高める取組を進めてまいりたいと思っております。

続いて、本市の外国籍の児童・生徒についてお答えいたします。

本市にも外国籍の児童・生徒は在籍しております。幼い頃から日本で生活しており、日本語も今のところ問題なく理解しておりますので、特別な支援は必要とせず、通常の学級において学校生活を送っている状況でございます。

以上でございます。

**○池山節夫議員** それでは、一問一答でお願いします。

総務課長、さっき梅木議員の質問に対する答弁で、まず、全文検索システムの前段となる協和中学校に保管してあるものを10年、5年で廃棄するという、そういうアナログ的な手続が必要だとは思いますが、その点についての、もう段取りができていくかどうかだけ、教えてください。

**○総務課長(濱 久志)** 文書の廃棄につきましては、現在は各課で時間をつくって廃棄。廃棄は鹿屋の事業所に持って行って廃棄をする形を取っています。ですので、ばらばらで廃棄しているのが現状ですので、今回、総務課が取り仕切るというか、時間をつくって全体で処分をしようかなと考えているところです。

まだ具体的に、いつやるというのは決まっていないところです。ちゃんとボックスに入れて、段ボールに入れて廃棄する状態にはなっておりますので、それをいつのタイミングで持って行くかというところですので、段取りとしては、できている形になっております。

以上です。

**○池山節夫議員** その段取りと作業が、やっぱり大変で、それが全てできないとデジタル化に進めないわけですから、なるべく早くそのことをやっていただくようお願いをしておきます。

次に、交流人口200万人についてですけど、この前も樫原市で、「垂水市は、交流人口200万人を目指しています」と言ったら、驚かれたんです。やはり、1つの町に道の駅が2つあるところは、合併したところはあるんですけど、そんなところはないし、交流人口で200万人を目指すって、その目標だけでも、すごいと思うんです。それを達成できたら、やっぱり大変なことだと思いますので、このことについて、ぜひ達成していただきたい。

それについて、この宮脇公園と産婦人科の医療体制、これは少なからず好影響があるんじゃないかと思っています。

まず、宮脇公園の指定管理がもし議決されたときに、市長、今3つの拠点に、私はこの前提案されたときに、持留議員からは、「公園としては小さいから」という言葉があったんですけど、公園としては小さいかもしれないけれど、距離が結構長くてアコウの並木がある。

その意味でも、DENKENさんが言われたのですが、いろんな活用方法があって、一つの拠点になり得るとは私は思うのです。その辺について、市長が今の3つの拠点と、今度これが議決された宮脇公園と、どんなふうイメージされるか、短くていいですから教えてください。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的には、これまで3つの拠点で、交流人口200万人を目指す。200万人が達成できれば、定住人口2万4,000人に相当するというお話をしてまいりました。

そして、宮脇公園が例えば4つ目となるならば、根拠がありまして、あそこは900メートルあるんですけども、観光地でもないんですが、10年ぐらい前のじゃらのアンケートの結果は、宮崎とか日南とか志布志とか回ってくる中で、あの場所に沈む夕日というのが、観光地でもないんだけど、一番やっぱり印象に残る。素材がいいということは、データ上、じゃらんですから、しっかりとその論拠がある。

今は土木課長が言われましたけれども、200万円ぐらいかけて、管理、これも大変である。ただ、新たに指定管理になると、それは最低限のこととして、プラスアルファ、そういう人を呼び込むとか、あの辺、私も近くなんですけども、住んではいないんだけど、マリンの海の施設を使って、週末来るとか、そういう方々もいらっしゃるようでありますから、やりようによってはマイナスにはならない。

さらに言うと、例えば海潟辺りも漁港なんですけれども、いろいろな施設もありますから、あの3つを基本にししながら、4つ目、5つ目、

場合によっては千本イチョウとかいろんなところで、転在をして、複数施設がありますと目的地になります。2つ目の道の駅を造るときにも、お客さん取られるんじゃないかっていう御意見もあったんですけども、私は相乗効果だと思います。

この間、11月23日にオープン丸5年ということで、丸5年がたったということで、あのコロナ禍の中で300万人を超えてきているということでございますので、そういった意味では、拠点がさらに増えることによって、垂水に期待しております。

鹿屋市が大体、今、150万人ぐらいだということでございますので、この垂水市で、まだ200万人まではいかないけれども、195、196万人ぐらいの見通しは立っておりますから、いろいろな御指導を頂いて、さらに磨きをかけてやっていけば、200万人を超えていけるのではないかなというふうに思っているところでございます。

**○池山節夫議員** 本当に、やりようによっては、道の駅はまびらと近いですし、うまくやれば、今、相乗効果という言葉がありましたけれども、相乗効果で4つ目の拠点になり得ると私は思うのです。ですから、ぜひ、いろいろなアドバイスもしながら、行政として拠点になるように育てていただきたいと思います。

私は、前の議会だったかな、ドッグランを造ってほしいという質問をしました。ただ、費用対効果の面とかいろいろあって、確かに厳しいなという思いはしているのですが、先日も、人と会って話をしていたら、「池山さん、ドッグランの声は結構ある」と言うのです。私が思ったより、私が公約に挙げたドッグランの反応は結構あるのです。

ですから、これはもし、可能ならDENKENさんに、大型犬、小型犬、中型犬と分けないといけないという話があるのですが、ぜひ宮



































































した。

○高橋理枝子議員 それでは勤務状況についてなのですが、消防の現場へとかは何回かは行かれていたと思うんですけども、何回ぐらい帯同されましたか。

○消防長（田中昭弘） 救急課を卒業いたしましたので、4月から日勤の予防兼救急係として配置しておりましたが、やはり救急課を出ましたので、現場にも出さないといけないということで、週に2日ほどは出しておりました。

以上です。

○高橋理枝子議員 それでは、救急車はどれぐらい同乗されましたか。

○消防長（田中昭弘） 要請があった場合には、救急に乗る日が決まっておりましたので、そのときはもう要請があればほかの隊員と一緒に出動させておりました。

以上です。

○高橋理枝子議員 何回ぐらいというのが分かれますか。

○消防長（田中昭弘） 1週間に2回ですので、平均大体1日に二、三件ございますので、1週間に6回の4月からですので、約36回です。

○高橋理枝子議員 男性新任の消防職員に比べて、回数的にはどうですか。

○議長（堀内貴志） 高橋議員、今の質問の意図は何でしょうか。

○高橋理枝子議員 今の意図は、女性職員が事務職をほとんどされていたということなんですけれども、現場に出たかったという声も聞いておられますので、状況を聞いております。

○消防長（田中昭弘） ほかの同期生の職員は、必ずしもその日が救急隊というわけでもございませぬので、彼女よりは多かったかもしれませんが、回数は把握していません。

○高橋理枝子議員 ありがとうございます。しつこくて大変申し訳ないことです。

今後、必ず女性消防職員を迎える日が来ると

思います。しっかり居室も整備されるわけですから、今回の反省点、改善点、踏まえて、ぜひ次に生かしていただきたいなというふうに思っている質問です。持続可能な働き方とはどういうことかというのをしっかり研究していただいて、次につなげていただけたらなというふうに思います。この質問は終わります。

次に、市の職員の休日出勤についてなんですけれども、休日出勤された方、平日に振り替えるというふうに聞いています。6か月以降であれば時間外手当がつく。忙しい課によっては平日に取りにくいという方もいるかと思います。そういうときには、6か月以降であれば時間外がつくというふうに認識しました。

私何が言いたいのかといいますと、公平性の問題です。各課大きさがいろいろあると思うんですけども、職員何人出してくださいというときに、どうやって職員が決まって、その休日出勤になっているのかということなんです。各課内で調整しているというふうにおっしゃってました。イメージ的には、もう若い職員頑張れというふうな、そういう風潮はないのかなとか、そういうふうなことを思ったわけです。公平性についてはどのようにお考えか、お答えをお願いします。

○総務課長（濱 久志） 今、議員が指摘されました、休日出勤の特定の職員に偏っていないかということだと思いますが、イベント時の動員については、先ほど申しあげましたとおり、従事する職員を各課で決定しております。課内において偏りがあるかは、総務課では把握はしていないところです。そのような状況にならないよう、今後、注意喚起は行いたいと考えております。

以上です。

○高橋理枝子議員 やっぱり公平性を保てるように、各課にしっかり周知をしていただいて、今後にもまた生かしていただきたいなというふう

に思います。この質問はこれで終わります。

次に、会計検査院の不当とした2,793万円返還についてなんですけれども、どうも私、何回もお話を伺っていて難しくて、しっかり理解に至らなかったわけなんですけど、協定書、計画書、確認書、実績報告書を情報公開しまして、見せていただきました。あと関係図書についても量が多かったので、閲覧という形で見せていただきました。

国に返還することは決まっておりますので、仕方がないといえばそうではありますけれども、高度無線環境整備推進事業における光ファイバー整備計画及び無線局開設計画書というのがありまして、NTTが計画を掲げたというふうに伺っていたのですけど、協定書を頂いたのをちょっと見てみますと、第9条、高度無線環境整備推進事業の活用なんですけれども、本事業にて活用する高度無線環境整備推進事業に規定されている無線局開設については、甲は垂水市です。甲が無線局開設計画を策定し、実現に向けて取り組むこととするというふうになっているんです。これは垂水市が計画書を作ったというふうなことではないのかなと思って、確認をさせていただきます。

○議長（堀内貴志） 答えられますか。

○総務課長（濱 久志） 今回の無線システム普及支援事業の補助金なんですけど、これは事業主体となっているのがNTTと垂水市となっています。ですので、共同でこれは事業をしているところになりますけど、補助事業自体の受け入れ側はNTTが受け入れるということになっております。それ以外の部分を、垂水市は地方創生臨時交付金を充てて交付している。ですので、事業が2つに分かれるという感じになっております。

先ほど議員が言われた報告書につきましては、NTTが直接総務省のほうに提出されたというものでございますので、事業主体は垂水市とN

TTという形になっております。

以上です。

○高橋理枝子議員 それでは、この協定書の第9条のうたっている文言の意味合いというのはどうなりますか。甲が無線局開設計画を策定するというふうになってはいるんですけれども、共同で作ったというふうに理解していいですか。

○議長（堀内貴志） 答えられますか。

○総務課長（濱 久志） 作成したのはNTTが作成しております。ただ共同でやっている事業ですので、垂水市も共同で名前は記載されている事業です。

○高橋理枝子議員 ちょっとすみません、戻りますけれども、57件については電柱まで来ていて、電柱から家屋の壁までつなげたという方が57件ということですか。

○総務課長（濱 久志） 57件というのは、NTTと利用者が光通信を契約した件数ということです。

以上です。

○高橋理枝子議員 それで、令和6年までのNTTとの契約に至る目標の件数が530件ということだと思うんですけども、あと残りが473件残っている状態というふうに認識していますが、その473件については令和6年を目標にされているということなんですけれども、見通しはどうでしょうか。

○総務課長（濱 久志） 本年9月末現在で327件の契約がされているという報告を、NTTのほうから受けております。計画上は、6年度末までに530件という計画ですので、NTTのほうからはそこまでできるように努力をするという報告は受けております。

○高橋理枝子議員 あと203件ということだと思うんですけども、もし令和6年度までにその目標に至らなかった場合は、どのようになりますか。

○総務課長（濱 久志） この530件という計

画は、対象地区の世帯数の3割という試算で出ております。ただ、この光本線から住宅まで引き込む費用については、3,000万円ほどの費用を見越しております。今回57件の金額というのは、その530件を57で割り戻した案分で金額を出しております。

その1件単位が6万円ぐらいの試算になっておりますが、実際1件引くのに6万円かかるというわけではないです。相対的な工事費として、N T Tが3,000万円かかるという試算をしておりますので、これが例えば530件に届かないにしても、それに類する工事は必要だということで、例えば500件しかできなかった場合でも、この補助金はそのままN T Tには補助するという形です。

○議長(堀内貴志) 高橋議員、これについて通告で詳細な打合わせはしていますか。

○高橋理枝子議員 口頭ではしています。

○議長(堀内貴志) 細かいことで、通告でしっかり調整すれば理解できるはずですが、続けて質問しますか。手を挙げてください。

○高橋理枝子議員 それでは再発防止策の徹底なんですけれども、その前に実績報告を確認したのが、先ほど1名というふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、全協では確か2名というふうに通ったんですけれども、そこはどうですか。

○議長(堀内貴志) 確認しますか。

○高橋理枝子議員 はい。

○総務課長(濱久志) 先ほどの答弁で、担当者が1名説明を受けたと。この説明を受けたのが1名ということです。中身の審査をしたのは2名、課長と担当という形で、先日、全協の中で回答したのは2名という回答でした。

以上です。

○高橋理枝子議員 それでは再発防止なんですけれども、結局、実績報告確認作業についても問題意識が足りない状態で、書類に目を通して

いた。そしてそれが市長まで上がっていった、市長も判を押してしまわれたということだと思います。今回のように、N T Tと国の国庫補助金事業、N T Tと垂水市の交付金事業、そしてそれぞれ国の交付金を活用していた事業というように、事業が複雑に絡んでいたこともミスにつながっていたのではないかなど、私は個人的に思います。

再発防止策、特に交付金、補助金の事業につきましては、事業の性格をしっかりと理解していただいて、研究して精査し、油断せずに、何人もの目で確かめ、慎重に慎重を重ねることが重要ではないかというふうに思います。そのことを踏まえて、どのようにお感じですか。

○議長(堀内貴志) 高橋議員、1回目の答弁で再発防止答えてますけど、再度聞きますか。

○高橋理枝子議員 はい、お願いします。

○総務課長(濱久志) ただいま高橋議員が申されたとおりだと思います。今回、このような案件が起こったことは、申し訳なく思っております。深く反省しております。このことが二度と起こらないように、再発防止を徹底したいと考えております。

以上です。

○高橋理枝子議員 再発防止マニュアル、多分その都度作られていると思いますけれども、今回またしっかり見直していただいて、再発防止に努めていただきたいと思います。

この質問の最後に、今回は本市のミスにより発生した問題ですけれども、関係所管課の責任と市長の監督責任をどのようにお考えかというのを、お尋ねしたいと思います。

○市長(尾脇雅弥) 昨日の川越議員の質問の中でもお答えいたしましたけれども、国の交付金の返還ということは、大変重く受け止めております。あってはならないことであるので、再発防止策をしっかりと講じて、二度とこのようなことが起こらないように対応していきたいと

いうふうに思っております。

○高橋理枝子議員 垂水市の職員の皆さんは、大変優秀な方が多いです。それはもう本当に分かっております。いつも市民の利益を常に考えて、行動してくださっています。本当に心から感謝しております。これからもぜひ頑張りたいというふうに思います。この質問を終わります。

次に、垂水中央運動公園野球場の整備についてなんですけれども、整備についてどの程度進んだのかというのは理解しました。先ほど宮迫議員にて質問がありましたけれども、御答弁で理解できました。今後、土木課等と協議して、年次の整備計画を進めていかれるということなんですけれども、ここ2年、国体優先で来まして、庭球場と野球場が後回しになっていたということもあまして、市民の皆さんが心配されていたのです。

何人が今回質問があったということは、それぞれにやっぱり問合せがあったと思います。今後しっかり計画をさせていただいて、きれいになること、庭球場、野球場、私は今回野球場に関してなんですけれども、きれいになることをとても楽しみにされているし、外部から来られる方にも気持ちよく使っていただける状態になっていただく1日も早い日が来ることをお願いして、要望ですけれども、やっていただきたいというふうに思います。

最後に、これは国の問題なんですけれども、何でも相談があるわけなんです。特に定額減税について、何かさっぱり分からないという市民の声を受けての質問でした。低所得者層に対する御支援は市民の皆さんも理解しておられますので、また今年中に出して、垂水市として対応していただくということで安心いたしました。

一方、これに当たらないぎりぎりの生活をされている方々、4万円の減税にも当たらないという方もいらっしゃるわけです。その対応は

どうなっているのかということ、問合せとか私の疑問もありまして、この段階でお聞きするのはちょっと早いんですけど、ただ、どういふふうな考え方で進んでいるのかなというふうに思いまして、質問させていただきました。

今の段階ですけれども、議論の最中ではありますが、現金給付になるのではないのか、その4万円。所得税3万、住民税1万円払っておられない、そこまで達していらない非課税世帯ではない方に対する支援としては、その足りない分は現金給付になるんじゃないかというふうなお話でした。それが国のほうでちゃんと予算化されることを願います。

以上で、今日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内貴志） 次に、12番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、お疲れさまです。今一番、昼を食べられて、眠たい時間にさしかかったところだと思います。今しばらくお付き合いのほど、よろしく願いいたします。

害虫のキオビエダシャクの食害について質問いたします。

数年前から市内各地で、キオビエダシャクによるイヌマキ、垂水ではヒトツバとも言われておりますが、イヌマキは庭木として大変市民に親しまれている、趣のある庭木でもあります。また、農家の方々には作物の防風林として、畑に植えられているイヌマキでもあります。今年も各地で被害がありました。昨年は、市内中央から南のほう、新城方面の被害が多かったと聞いております。

今年は牛根方面が昨年よりキオビエダシャクの食害が多く、かなりイヌマキの防風林が被害を受けていると農家の方から聞きました。昨年と今年の被害状況はどうであったか、また今後の対応についてお聞かせください。

議案第50号、法定外公共物境界確定請求に関する訴えについて。

これは法務局で認定され、被害を不服として訴えを9月議会で議会として原案可決され、現在、訴訟裁判中とは思いますが、地元の方々から現在どのような状況かと聞かれましたので伺いますが、分かる範囲で教えてください。また現在、裁判中のこの道路は、東側の田んぼを切り開き、以前の道路幅より広がっています。地元の方々がこの道を道路として認定してほしいと要望があれば、どのような対応をされるのかお聞かせください。

市長の公約である中央地区のグラウンドゴルフ場建設について。

市長は1月の選挙戦で垂水市選挙公報で、積極的な行動、みんなの夢、切実な願いを叶えますと述べられております。公約として、スポーツで健康増進、世代交流としてグラウンドゴルフ施設整備を、牛根地区、中央地区を挙げておられました。グラウンドゴルフで健康増進を務めておられる方々は、建設を待ち望んでおられます。今、建設に向けて、中央地区でグラウンド整備、どのような取組をされているか。取組状況、グラウンドゴルフ建設は公認グラウンドコースの計画なのか、お聞かせください。これは市長の公約でありますから、市長の答弁をよろしくお願いたします。

不明金285万円について。

この問題は垂水市にとって大きな問題であります。事件か、事故かという問題もあります、事件発生から時効が迫る中、何ら問題解決に至っていません。今、警察に捜査を依頼されていますが、これまで何回どのようなことが警察から報告があったのか、お聞かせください。

光回線事業の2,793万円不当金、返還について。

この問題は同僚議員が質問しておりますけども、私にも詳しくまた教えていただきたいと思

いまして、質問いたしました。光回線事業は、なぜ2,793万円不当金として返還しなくてはならなかったか、原因と経緯をお聞かせください。

1回目を終わります。

○農林課長（森 秀和） 昨年と今年の被害の比較と対応につきましてお答えいたします。

キオビエダシャクはこれまでも確認されておりますが、一昨年辺りから県内各地で大量発生しております。このようなことから、垂水市技術協会だよりで、キオビエダシャクのイヌマキの食害の注意喚起、薬剤の種類、散布時期などの駆除方法、また御自分で薬剤散布ができない場合の事業者を紹介しております。

本市の発生状況でございますが、令和4年春先からキオビエダシャクに関する相談が寄せられるようになり、同年夏前頃から大量発生が確認されるようになりました。これまで個別での防除を市民の方々にお願いしてまいりましたが、市において一斉防除を行わないのか、また薬剤の配布はないのかなどの要望も聞かれるようになりました。

このようなことから、一斉防除の手段として、キオビエダシャクによるイヌマキの食害防除に地域ぐるみで取り組む振興会を対象にした、キオビエダシャク防除対策事業を令和4年9月に創設し、同年10月から申請のあった振興会に、無償での薬剤配布と噴霧器の貸出を開始しております。この事業の申請件数及び配布世帯数でございますが、昨年度は年度途中からの実施でございましたが、17の振興会から申請があり、132世帯分の薬剤を配布しております。今年度は、これまでのところ46の振興会から申請があり、489世帯分の薬剤を配布しております。なお、今年10月以降、新たな申請がないことから、キオビエダシャクの防除に一定程度の効果があったものと考えております。

続きまして、現在、裁判中の状況はにつきましてお答えいたします。

本件訴訟は、本市の法廷外公共物である里道について、隣接する土地の所有者が筆界特定を申請し、筆界が認定されましたが、不利益な筆界を認定されたため、境界確定を求めるものがございます。令和5年市議会第3回定例会に上程し、議決を頂きましたので、本市の顧問弁護士である鹿児島総合法律事務所と協議を行った後、委任状を提出し、令和5年11月28日に訴訟委任契約を締結したところがございます。現在、鹿児島総合法律事務所にて、境界確定訴訟を提起する準備を進めているところがございます。

続きまして、道路は以前より拡幅されていますが、道路として認定するのにかつきましてお答えします。

現在の里道に隣接する土地が拡幅されておりますが、土地所有者において個人所有地を工事されたものがございます。今後の裁判結果により、その後の対応を検討することとなりますことから、まずは裁判の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） まず初めに、企画政策課長からこれまでの経緯のお話をして、私の考えを申し上げたいと思います。

○企画政策課長（草野浩一） 中央地区のグラウンドゴルフ場につきましてお答えいたします。

中央地区のグラウンドゴルフ施設の整備につきましては、今年1月実施されました市長選挙において、尾脇市長が公約の1つとして、スポーツを通じて健康増進、世代間交流を図るために推進するものとして、掲げられたものがございます。このため公約実現に向けて検討するよう、市長より指示があったところがございます。

加えまして、本市の最上位計画である総合計画において、教育文化分野の次世代の担い手を育成、支援するまちづくりのための政策展開の方向として、生涯スポーツの推進が掲げられて

いること、また安心安全・健康福祉分野の安心していきいきと暮らせるまちづくりのための政策展開の方向として、健康づくりの推進、生きがいくりの推進が掲げられていること、重点プロジェクトの1つ、健康長寿・子育て支援のまちづくりの中で活動・スポーツの推進が掲げられていることから、生涯スポーツの推進により健康長寿を図るとともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現のために、グラウンドゴルフ場は有効な施設と考えられます。

今年7月から当課において、課題について整理を始め、9月には関係課による協議を開催し、整備方法等について検討を始めたところでございます。会議の中では、整備方法や管理方法等について、様々な議論を交わしているところがございますが、具体的な候補地やスケジュールの作成までは至っていないところがございます。そのため、議員御質問のグラウンドゴルフ場は公認であるか否かにつきましても、現時点では回答できないところがございます。今後におきましては、引き続き関係課による協議を行い、整備方法や管理方法等について検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 今申し上げたような経緯でございますけれども、中央地区のグラウンドゴルフ施設の整備につきましては、今年1月実施されました市長選挙におきまして、私が公約の1つとして掲げたものがございますので、公約とは市民の皆様に対して実行を約束したものであると考えますことから、私といたしましては本施策の実現に向けて、全力で邁進する所存でございます。

先ほど来ありますとおり、野球場やテニスコートと併せて、タイムスケジュールを勘案しながら、計画を進めたいと考えております。実際の整備方法や管理方法などにつきましては、費用対効果も含め、効果的な提案を検討する必

要があると考えますことから、今後も引き続き公約実現のために、関係課による十分な検討を行うよう、指示を出しているところでございます。

**○総務課長（濱 久志）** 時効が迫る中、その後の経過につきましてお答えいたします。

本年度においても、警察から引き続き捜査を行っている報告は受けておりますが、事案の解明には至っていないところでございます。本年度の県警からの報告につきましては、6月と7月に警察が市役所に来られて、捜査の内容であったり、状況等の説明を受けております。その後、9月と11月には、電話で警察に確認を取っている状況でございます。また今後も、警察のほうは引き続き捜査を行っていくということを確認しております。

以上でございます。

なぜこのようなことが起こったのかにつきましてお答えいたします。

まず指摘された内容ですが、整備事業者から提出された実績報告書において、地方創生臨時交付金の対象外となる経費が含まれていることを指摘されたところでございます。具体的には、令和3年度にかけて整備した光回線本線の開通後に、本線から利用申込者の建物まで光ケーブルを引き込む等の費用で、令和3年度までに実施される事業に係る費用が対象となるところでございます。令和4年以降に見込まれる費用が含まれており、それが対象外の経費に当たると指摘されたところでございます。整備事業者が提出した実績報告書において、整備費用に後年度に係る費用が含まれていることの確認が十分でなかったことが、主な要因でございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 害虫のキオビエダシャク、ちょっと読みにくいですが。皆さんも一度では覚えきれないと思うんですけど、私はこれが読みにくかったから、例えば漢字で書いたらどのよう

になるかと聞いたら、黄、黄色。そしてベルト、帯。そして枝、木の枝。そして尺取虫の尺。こうして読めば覚えやすいということを知りましたので、もう一度言います。今度はカタカナで言いますけど、キオビエダシャクと言います。そういうことで、今回、これとはにかく数年前から異常発生しているわけなんです。今さっき、1回目にも言いましたが、皆さんも御存じのように、ヒトツバは庭木としていろんな形を作っ、趣のある木だと思います。

私はこの質問をする前に、同僚議員にもちょっと話したんですけど、私のところもやられたよと、私のときは木はもう駄目になったとか、そういうので、すごい被害が大きいような気がするんです。そういう中で、去年は夏に発生が始まって、17振興会の132世帯の申請があったと。今年は9月までと言いましたね、世帯数で489世帯の届があったということで、かなり被害がはびこっているんじゃないかと思っております。これで、注意喚起だけではなく、もっと農林課も力を入れて、被害金額で数字は上がってきていないかもしれませんが、大変な被害を受けているところだけは一応認識してください。

そういう中で、2回目の質問に入りますけれども、公共施設の中にもやっぱり垣根、枝を目隠しにされているところがあると思うんです。公共施設なら土木課の市営住宅、教育委員会の教職員住宅、こういうところは私はあるんじゃないかと思っておりますから、このところの被害があったかないか、教えてください。

**○土木課長（東 弘幸）** 市営住宅の被害と対応につきましてお答えいたします。

昨年度からキオビエダシャクの異常発生により、市内各所におきましてもイヌマキが被害を受けたことは承知しております。土木課が管理しております市営住宅につきましては、昨年度、新城大浜団地のイヌマキに大量発生したことが

ら、入居者の方から駆除のお願いがあり、5月と7月に薬剤散布をしております。また今年度につきましては、5月にシルバー人材センターへ依頼し、昨年度同様、新城大浜団地の薬剤散布を行い、7月頃に城山団地の薬剤散布を環境整備班で実施しております。

答弁いたしましたとおり、把握できている団地につきましては、その都度対応しておりますが、議員から御指摘がございました牛根二川の定住促進住宅の食害につきましては把握できていなかったことから、点検回数を増やすなど対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（堀留 豊） 教職員住宅の被害と対応につきましてお答えいたします。

教職員住宅におきましても、入居者や近隣住民から相談が寄せられているところでございます。入居中の教職員住宅、これにつきましては、入居者から2件相談があり、入居者の方による薬剤散布、それから木の伐採により対応を頂いたところでございます。また空き家の教職員住宅につきましては、近隣住民から1件相談があり、現地確認の上、薬剤散布が難しい立地条件だったことから、教育委員会事務局において木の伐採により対応を行ったところでございます。今後、教育委員会事務局としましても定期的に巡回確認を行いまして、適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 ありがとうございます。公共施設でも被害があったということで、市の広報で市民に広報するわけです。市が中心になってするわけなんですけども、市民の方はそれに対して対応されていますけども、市が呼びかけているので、市の公共施設がこういう被害を受けるということは大変恥ずかしい、寂しいことと私は思いますので、今後このようなことがないように、市が率先してこういう問題は取り組ん

で、市民に対して模範を示すような行動を取っていただければありがたいなと思います。これで終わりますけど、この実情は皆さんは知っていますよね。こういうことで質問しました。

それでは次に移ります。公共物境界のこの境界問題ですけども、私も前回質問していて、また質問したわけなんですけども、裁判にはいろいろな手を踏まなければならないということは、私も十分承知しておりましたけれども、住民の方々がせかされるものですから、こういうふうに聞きましたけれども、この旨をまた私は地元の方々に伝えておきたいと思っております。この質問はこれで終わります。

次のグラウンドゴルフ場ですけども、1月に選挙があったわけなんですけども、それから約半年して、7月から整備していくように相談されたということですよ。そういう中で、もう選挙から約1年過ぎようとしております。このあと任期は市長は3年あるわけなんですけども、こういう中で、まだスケジュールも決まっていない、場所も決まっていない、正式なグラウンド公認もまだ決まっていない。これで市長の任期中、公約はあくまでも4年間で効力を発すると思っております。この4年間でスケジュールは決まっていない中で、子細は決まっていなくて、あと3年間でやるんだというような話が聞くことができるのでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 私のこの中の公約のことでしょうか。

○北方貞明議員 私は広報で見ました。

○市長（尾脇雅弥） 広報ですか。同じですね。グラウンドゴルフ施設整備を牛根地区、中央地区ということでございます。基本的には任期中の完成というのを目指しておりますけれども、先ほど申し上げましたほかの施設、あるいは災害、いろいろな物の物価高騰がありますので、そこはベストを尽くして、まずは野球場のスケジュールとか、先ほどあったみたいにスケジ

ジュール感を持ってやらなきゃいけないし、テニスコートはテニスコートでやっていかなきゃいけないということもありますので、併せてグラウンドゴルフ場のほうもどういった形でできるのか。やっぱり大きな施設になりますから、時間もいろいろかかりますので、しかしながら先ほど申し上げたような形で、何とか実現できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

**○北方貞明議員** 市長、何とかじゃなくて、公約だからやるんだと、そういう答えはできないのでしょうか。この問題は、ちまたでは選挙前から、もう既に市長はグラウンド作るんだと、どこそこでお話されていますよね。それを入れたら、4年にはその以前もあるわけです。ちまたで、公約としてではないです、話された愛好家の方たちは、もっと前から言っていたと。今度の4年は、最後にふんどしを締めてやってくださいと、そういうような声を聞くわけです。

だから、何とかじゃなく、早急にスケジュールを組んで、場所を決めて、それが一番先じゃないですか。そうすれば、おのずとどこがゴールか見えてきますから、まずスケジュールを早急に決めないといけないんじゃないですか。そのようなスケジュール的なことを教えてください。

**○市長（尾脇雅弥）** そこは先ほど申し上げたようなことですが、やっぱり公約ですから、しっかりとやります。

**○北方貞明議員** しっかりと、この任期中にやるというふうに解釈しておきます。

まず企画政策課長が答えられましたが、主管課は企画政策課なんですか。それともまた別に、スポーツとしていけば教育委員会にもなるんですが、どこが主管課になる予定なんでしょうか。

**○企画政策課長（草野浩一）** 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、その主管課がどこにな

るかも含めて、今、様々な議論を行っている段階でございますので、現時点では回答できないところでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 現在のところはまだ回答できないということですね。こういう事業をするには、主管課をまず決めて、そこに責任を持たせて、主管課のところはやらないかと、そういうような姿が見えないと、なかなか前に進まないと思うんです。まず主管課を早く決める。早く決めたら、主管課に責任を持たせて、スケジュールを組ます。そのようなことを決めてください。そうでないと、一向に進みません。あと3年ですから、公約と私は思っていますからお願いします。

不明金285万円についてですけれども、警察のほうから6月と7月に捜査内容の報告があったと、そういうことでした。9月、11月も報告があったということは、今聞きましたけど、内容のことは捜査の秘密性が高いとしたら公表はされないかもしれませんけれども、現在、警察にゆだねておられるわけです。庁舎内では、この問題の調べはもうしないのか。これは、一番分かっているのは、その庁舎内の方々、市長を含めて、当時関わりあった方々がおられるわけですが、庁舎内ではもうしないのか、それをお聞かせください。

**○総務課長（濱久志）** この件につきましては、全て警察のほうに捜査をお願いしております。市のほうで対象者といえますか、その調査をすることは、名誉毀損になりかねませんので、市のほうはその対象者に対して捜査することは考えておりません。

**○北方貞明議員** 今、捜査する上で名誉毀損という言葉が出ましたが、当初しっかりしておけば、その名誉毀損というこの段階にはならなかったと思うんです。だから、この問題は、言葉は悪いかもしれないけど、市当局がずさん

だったのではないかなと私は思います。こういうことはあってはならないと私は思っています。

この問題は、真相はまだはっきりしていない。真相はやぶの中です。またこの経緯、原因が判明しなければ、本当の意味の再発防止はできないと思います。原因と詳細を突き止め、再発防止に取り組んでいてもらいたいんですけども、これがこのまま曖昧であるということは、市の職員の身内に甘いのではないかなと思います。この問題は、市長が責任を持って解決していかねばならない問題だと思います。市長の考えをもう一度お聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** この問題に関しては、今、総務課長が申し上げたとおり、私も解決できればいいとももちろん思っていますが、なかなかそういう状況にないというのが現状でございます。

**○北方貞明議員** この問題は、時効も来るとは思いますけれども、市長の任期中に時効がきて、その後はもう警察のほうは捜査をしないかもしれないんですけども、市としてもこの調査は打ち切られるのでしょうか。

**○総務課長（濱 久志）** 公訴時効が来ると、警察は捜査を打ち切るという形になります。そうなった場合、全く警察が見つけれなかったものを市が見つかることは、まず不可能だと思っておりますので、もう捜査はできないというふうに認識しております。

**○北方貞明議員** そうなれば、この問題は迷宮入りする可能性があるような気がしますが、迷宮入りにならないように、はっきりとしていただきたいというのが私を含め、市民の皆様の願いだと思っております。どうか最後まで気を緩めずに、この問題には取り組んでいただければと思っております。よろしく願いいたします。

次に、返還金についてお伺いいたしますけれども、今までの答弁を聞いておりますと、確認不足だったということは認めておられます。こ

れは庁舎内のチェック体制の不備から、このようなことが発生したと私は思っています。交付金申請には、担当の係長と課長などいろんな方がその責任を持って作成されて、順次回って、市長のところには最終的には行って、市長が押印されているという手順であると、私は思っています。

その段階で、これは起案用紙という文書を私は頂きましたけど、係、係長、課長、副市长、市長というような欄があって、最後に決裁で、市長がまた押印されるとは思いますけれども、この中の全員がこの確認を見落とししたということなんです。そういう中で、この起案用紙の中に、課長から一応書いてありますけど、課長、副市长、市長とここに書くことで記事、ものごとを書くというような欄があるんですけど、このような欄のところにはどのようなコメントをされたんでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 毎日たくさん決裁をしますので、詳細までは覚えておりませんが、基本的に事務の皆さんが専門性を取って、係長、課長と上がってくるものを、間違いのないよう確認をしながら印鑑を押しますけれども、十分チェックができたかといえば、結果的にそうじゃなかったということがございますので、先ほど申し上げたように、大変そのことは印鑑を押した者としての責任を感じているところでございます。

**○北方貞明議員** 全員がこれに気づかなかった。これは本当に大変恥ずかしいことでもあり、市当局にしたら残念なことと思っております。精査もしなくて、押印をするということは、差別用語になりますから、あまりはっきりとしたことは言えませんが、これは皆さんが未確認不良印を押したと、そういうことです。確認をちゃんとしていれば、こういうことは発生しなかったと思うんですけども、未確認不良印をこの方々は押されたと、それは認めますか。

○総務課長（瀨 久志） 実際、決裁を回すときの書類の中で、後年度分の費用が入っているということは、全員確認できなかったということでもあります。ですので、所管課は総務課が所管課になっております。そこで事業者の後年度分が入っているかというのを確認が不十分だったところに、責任があったと考えております。それに対しましては深くお詫び申し上げます。今後は再発防止を徹底したいと考えているところでございます。

以上です。

○北方貞明議員 くどいようですが、もうちょっとしゃべらせてください。この2,793万円、これは丸々、垂水市に損をさせたという解釈でいいですか。

○総務課長（瀨 久志） この光ブロードバンド事業につきましては、答弁の中でもお答えしておりますが、総事業費2億2,776万4,000円の事業でございます。その中の本市の負担が1億6,625万3,000円負担しております。今回返還するのは、この中の2,793万円というところです。実際これは返還する形になりますが、もともと補助対象にならない経費を補助申請してしまった。ですので、市がもらえないものを前もってもらってしまったということになります。当然その対象にならない部分は国に返すようになりますので、市が損害を被ったということではございません。本来もらうことができないものをもらってしまったから、返すという考えですので、御理解ください。

以上です。

○北方貞明議員 確認ですが、先にももらってしまったという解釈でいいですか。

○総務課長（瀨 久志） 言い方がまずかったかもしれないですけど、対象外の事業費まで、国に申請してしまったということです。

以上です。

○北方貞明議員 対象外のものまで申請してし

まったということですね、分かりました。こういう問題が発生したわけなんですけれども、皆さん方の責任問題と申しますか。市長は不明金の285万円で、問題はまだ解決していないんだけれども、それに相当する分を市長の給与から、天引きされているという状況です。

この問題はみんなで責任を持って、市民に対してそのような処分というか、責任問題。何でこれを言うかと言いますと、過去に給食問題で2,000万円くらいの損害がありましたけれども、そのときは犯人も分かって、関係者の方もおられましたので、それに対する応分な形で、そのときは市長はしなかったのかな。選挙違反になるからということで、寄附行為になるということではなかった。課長以下、あるいはそれに携わった方たちはそれなりの弁償をされているんですけども、今回はこのようなことはなされるか、なされないか、ちょっとお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 285万円ですか、不明金に関しては、原因も分かりませんでしたので、見合う金額を少しずつということで今やっているわけです。今回のこれというのは、もらうべきじゃないものを先にもらったのでお返しをすることです。損失を与えたということではないということでございます。

○北方貞明議員 最後になります。この問題は、南九州新聞に掲載されたのは11月8日の新聞でしたよね。私はこの問題が発生して、今月の12月号の市長のコラムのところこの記事が載るかなと思っていましたけど、掲載されておられませんでしたが、これは市民の大変な関心事でもありますので、市民に対して市報でこの件のいきさつを市民に知らしめる気持ちがありますか。最後に聞きます。

○市長（尾脇雅弥） 今言ったような経緯ですから、これまでのそれとはちょっと中身が違うというふうに思います。











































令和 5 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 5 年 1 2 月 1 5 日

























△閉　　会

○議長（堀内貴志） これをもちまして、令和  
5年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。  
午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員